

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 高松市中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化のコンセプトである「一にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して」の下、3つの方針（①中心市街地の来街魅力の強化、②タイムリーな情報発信による回遊促進、③豊かな居住環境の充実）を具体化するため、以下の目標を掲げ、中心市街地の活性化を目指します。

目標1： 商店街独自の魅力あるサービスを創出する

目標2： まちのあちこちで歩いている人を増やす

目標3： 中心市街地に、より住みやすい環境をつくる

[2] 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成25年6月から事業の推進及び完了による活性化効果が見込まれる平成30年3月までとします。

[3] 数値目標

中心市街地活性化の目標に対する達成状況を的確に把握するため、具体的な活性化の数値目標を定めるとともに、その数値に関するフォローアップを行うことを通して、達成状況の進行管理を図ります。

① 「目標1： 商店街独自の魅力あるサービスを創出する」 に関する数値目標設定の考え方

● 評価指標1： 中央商店街の空き店舗率（全フロア）

中心市街地の中でも最もにぎわいがある中央商店街において、空き店舗等が生まれ変わり、商店街独自の魅力あるサービスを創出し、既存の店舗や施設と連携することにより、中心市街地の活性化を図ります。これら事業の効果を検証する指標としては、「中央商店街の空き店舗率」が適切であるため、これを評価指標とします。

②「目標2：まちのあちこちで歩いている人を増やす」 に関する数値目標設定の考え方

●評価指標2：中央商店街における歩行者通行量（休日）

公共交通による来街促進策、魅力的な施設整備、イベントの開催、回遊環境整備、タイムリーな情報発信などにより、中心市街地に魅力的な空間が広がり、より多くの人々がそれを知ることによって、来街者数が増加し、回遊距離を延ばし、にぎわいの拡大につながります。これら事業の効果を検証する指標としては、休日における「中央商店街における歩行者通行量」が適切であるため、これを評価指標とします。

③「目標3：中心市街地に、より住みやすい環境をつくる」 に関する数値目標設定の考え方

●評価指標3：市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合

活性化に向けた事業を行い、中心市街地の居住を促進します。中心市街地に住む人が増えるよう、日常的に中心市街地の商業施設や公共施設を利用できる環境をつくることにより、中心市街地の常時のにぎわいを促進します。これら事業の効果を検証する客観的に数量化された指標としては「市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合」が適切であるため、これを評価指標とします。

[4]具体的な数値目標の考え方

本市では、人口減少等社会経済状況の変化を踏まえるとともに、本基本計画が約5年間の計画期間であることを考慮して、以下に具体的な数値目標を定めます。

(1) 「目標1：商店街独自の魅力あるサービスを創出する」に関する数値目標

●評価指標1：中央商店街の空き店舗率（全フロア）

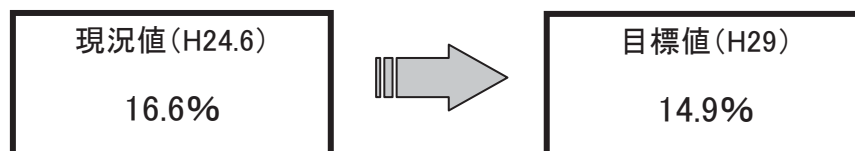
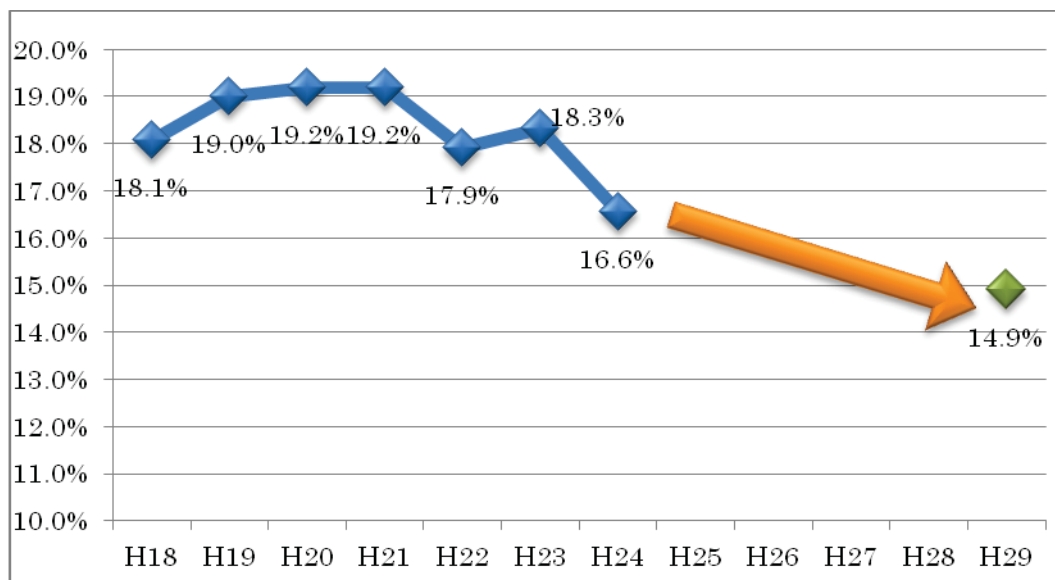


図 中央商店街の空き店舗率（全フロア）



(H15～H23の数値は、各年、6月30日調査と12月31日調査の平均値。H24は、6月30日調査実績)

【現状分析及び目標設定の考え方】

中心市街地の空き店舗率はなだらかに低下してきており、この要因としては、再開発事業を実施した丸亀町商店街や、その再開発事業の波及効果を受けるとともに空き店舗対策などを実施してきた南新町商店街、常磐町商店街で、空き店舗率が低下したことによるものです。

しかしながら、丸亀町商店街D街区及び兵庫町街区の小規模連鎖型再開発事業など、長引く景気の低迷により再開発事業に対する意見がまとまらなかったことなどから、第1期計画に掲載した事業の一部が実施できなかったため、中央商店街全体への効果が波及しなかったことが要因と推測され、数値目標には達しませんでした。

第1期計画は、大規模再開発によって空き店舗率の改善を図りましたが、第2期計画では、これまで整備されてきた商業機能を生かしながら、現在不足している商店街の情報発信や、まちなか居住者の買い物環境などの機能を充実させるなど、実現可能なソフト事業を中心とした既存ストックの有効活用などによる取組が重要と認識しています。

このことから、中央商店街南部地域では、空き店舗対策により改善した実績を維持しつつ、さらに、空き店舗率の改善を目指すため、高松南部商店街活性化事業により各商店街の個性を引き出す取組を実施します。

また、丸亀町商店街では、これまでの活性化の取組により、再開発ビルを始めとする明るい商業空間の整備や経験豊富な商店街振興組合の人材などを蓄えてきました。同商店街では、これらの資源を最大限活用して商店街活性化の取組を行うため、平成24年7月に地域活性化総合特区の2次指定を受けました。この特区の指定に当たっては、官民が共同して取り組むため、本市と共同で申請したものであり、これに基づく事業の実施により、にぎわい・魅力ある商店街づくりを推進します。

目標値を下げた理由としては、第1期計画のような大規模な再開発事業などによる改善は見込めないことから、第2期計画では、現状の空き店舗率の改善傾向を維持しつつ、商店街独自のにぎわい・魅力ある商店街づくりの促進に取り組むことで、空き店舗率の減少を目指すこととし、概ね5年以内に実現可能な目標を設定します。

なお、目標値については、6月及び12月の調査における、店舗数及び空き店舗数の各平均値を用います。

【数値目標設定根拠】

①中央商店街の空き店舗率 (H24. 6)	16.6%
現況値(H24)	16.6%
②南部3町商店街(常磐町、南新町、田町)での空き店舗率改善の取組	-12店舗
③丸亀町商店街での空き店舗率改善の取組	-5店舗
※②③計17店舗での空き店舗率改善の取組	-1.65%
目標値(H29)	≒14.9%

①中央商店街の空き店舗率 (H24. 6)

中央商店街の空き店舗は171店舗

中央商店街の店舗数1,033店舗に対する空き店舗率は16.6%

②南部3町商店街での空き店舗率改善の取組 (-12店舗)

「高松南部商店街活性化事業」として、田町では「高齢者の安心・交流事業」、常磐町では「子育てママサポート事業」、また、南新町では「さぬきの「味」育成事業」を各商店街の空き店舗を使って実施します。

これらの事業の波及効果により、南部3町商店街において12店舗の空き店舗の削減を見込みます。

③丸亀町商店街での空き店舗率改善の取組 (-5店舗)

地域活性化総合特別区域計画に基づく事業のうち、「高松丸亀町商店街回遊性向上事業」及び「商店街情報発信事業」の実施により、5店舗の空き店舗の削減を見込みます。

※②③計17店舗での空き店舗率改善の取組

改善される空き店舗率 $= -17/1,033 = -1.65\%$

【フォローアップの考え方】

現在、中心市街地の空き店舗率は、「中央商店街店舗立地動向調査」を毎年実施し、目標達成の進捗を確認しております。また、計画期間の中間年度に当たる平成 27 年度の実績を基に達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。

(2) 「目標2：まちのあちこちで歩いている人を増やす」に関する数値目標

●評価指標2：中央商店街における歩行者通行量（休日）

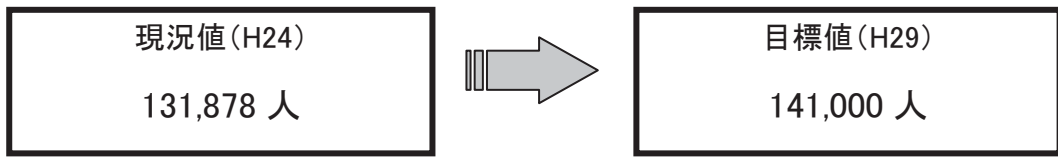
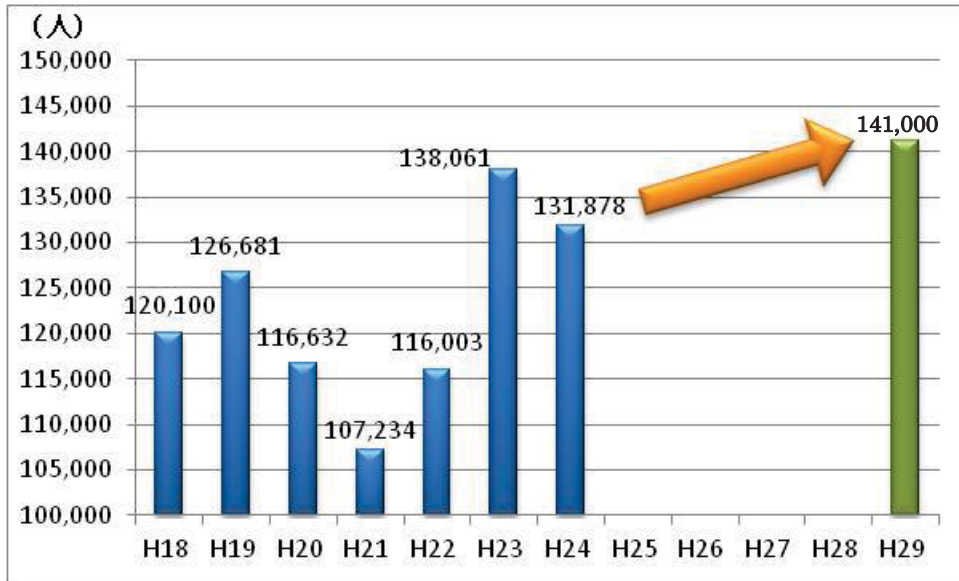


図 中央商店街における歩行者通行量（休日）



(H18~H24の数値は、各年5月と10月の平均値)



※5月と10月の平均値

商店街	調査地点	H20調査 (a)	H24調査 (b)	H24とH20の差 (c)=(b-a)	
A	兵庫町(西)	宗家くつわ堂	4,016	4,088	72
B	兵庫町(東)	アイアイスズワンキヤトル	10,975	11,172	197
C	片原町西(西)	三越アネックス(レイ・ヴィトン)	13,860	16,893	3,033
D	片原町西(東)	田村くつわ堂	9,135	8,504	-631
E	片原町東(西)	さかえドライ片原町店	6,584	5,934	-650
F	丸亀町(北)	GINCHO&Fullhouse	14,258	20,480	6,222
G	丸亀町(南)	丸亀町グリーン	13,219	15,971	2,752
H	ライオン通(北)	らんぶ	4,408	4,851	443
I	ライオン通(南)	フロムナウグルメ館	2,522	3,581	1,059
J	南新町(南)	香川銀行南新町出張所	11,219	11,358	139
K	常盤町(西)	旧 生そば丸ふく	7,515	8,992	1,477
L	常盤町(東)	キャラバンサライカフェ	7,115	8,015	900
M	田町(中)	百十四銀行田町支店	7,262	7,178	-84
N	菊池寛通(南)	Flower&Life An's	1,683	2,212	529
O	菊池寛通(北)	とりまる	2,861	2,649	-212
15地点合計			116,632	131,878	15,246

【現状分析及び目標設定の考え方】

中心市街地の歩行者通行量は着実に増加しており、15地点合計値*が平成20年の116,632人から平成24年は131,878人に増加しています。(13.1%増) (※15地点の通行量合計値は平成20年、平成24年ともに5月、10月調査の平均値)

この要因としては、丸亀町商店街及び鉄道駅等から丸亀町商店街までの動線上で大幅に増加しており、丸亀町商店街の再開発事業の実施が大きく貢献したものと推察されます。

また、丸亀町商店街では、平成24年から自転車の乗り入れ禁止規制を実施し、歩行者の安全確保に努めた結果、通行量全体に占める、歩行者の割合が大幅に上昇しました。これは、歩行者が安心して、商店街でのショッピングを楽しめる環境が整ったものと推察されます。

しかし、集客に大きな影響を与える再開発等の事業の実施は限定的となっており、今後は、中央商店街における歩行者通行量を改善させるための対策を、積極的に講じる必要があります。

そこで、第1期計画では事業が比較的少なかった国道11号より南側で積極的に活性化事業を実施し、南部3町商店街等で、より一層の歩行者通行量の増加を図ります。

また、常磐町商店街では、アーケードを改修することで商店街の魅力の増加を図るとともに、中央商店街に隣接する市道西の丸兵庫町線において歩行者空間整備事業を実施するなど、歩行者が商店街を通りたくなるような環境を整備し、にぎわいがもたらされるようにしていきます。

第1期計画では、新しい店舗の誘致と快適な商業空間を整備し、併せて都市型住宅も整備する大規模再開発事業を行うこととしたことにより、歩行者通行量の大幅な増加を見込んだ目標値としておりましたが、第2期計画では、ソフト事業が中心となるため、その事業に見合った目標値としております。

今後、通行量については、地域活性化総合特区による事業の実施、常磐町商店街のアーケード改修などの歩行者空間整備事業の実施、空き店舗率の改善や居住人口の増加によって見込まれる歩行者通行量の増加と合わせて、にぎわいのあるまちづくりに向けて取り組んでいくこととし、5年以内の実現可能な目標を設定します。

なお、目標値については、5月及び10月の調査における歩行者通行量の平均値を用います。

【数値目標設定根拠】

①中心市街地の歩行者通行量 (H24)	131,878 人
現況値(H24)	131,878 人
②歩行者空間整備事業により見込まれる通行量の増加	240 人
③常磐町商店街アーケード整備事業により見込まれる通行量の増加	2,500 人
④空き店舗の改善により見込まれる通行量の増加	5,500 人
⑤居住人口の増加により見込まれる通行量の増加	900 人
目標値(H29)	≒141,000 人

①中心市街地の歩行者通行量（H24）

中心市街地 15 地点での歩行者通行量（H24）は 131,878 人

②歩行者空間整備事業により見込まれる通行量の増加（+240 人）

サンポート高松と中央商店街の回遊性を高め、中心市街地の更なる活性化を図るため、歩行者空間整備事業において市道西の丸兵庫町線を、歩行者が快適に通行する空間として整備します。

この事業により、本市における歩行者空間整備事業などの通行量を参考に、240 人の増加を見込みます。

③常磐町商店街アーケード整備事業により見込まれる通行量の増加（+2,500 人）

常磐町商店街のアーケードを整備し、歩行者にとって快適な空間を創造することで、商店街への来街を促進し、高松中央商店街南部区域ににぎわいをもたらします。

この事業により、同様の事業による通行量の増加分を参考に、2,500 人を見込みます。

④空き店舗の改善により見込まれる通行量の増加（+5,500 人）

高松南部商店街活性化事業や空き店舗活用事業に基づく事業により、17 店舗の空き店舗の改善を見込んでいます。

事業を実施する		事業を実施する	
商店街通行量		商店街店舗数	
71,994 人	÷	313 店舗	≒230 人/店舗

$230 \text{ 人/店舗} \times 17 \text{ 店舗} \approx 3,900 \text{ 人}$

17 店舗の空き店舗の改善により、新たな顧客が創出され、商店街を訪れる人が増えることが想定され、3,900 人の通行量の増加を見込みます。

地域活性化総合特別区域計画に基づく総合生鮮市場事業では、まちなかに不足する生鮮品等を扱う都市的地域にある同規模程度の農産物直売所の実績により、約 1,400 人の利用者を見込みます。

同規模施設の 1 日当たり利用者 平均売場面積 売場面積当たり 1 日の利用者数

$1,922 \text{ 人/日} \div 690 \text{ m}^2 = 2.78 \text{ 人/m}^2$

売場面積当たり 1 日の利用者数 総合生鮮市場予定面積

$2.78 \text{ 人/m}^2 \times \text{約 } 500 \text{ m}^2 \approx 1,400 \text{ 人}$

そのうち、約 6 割の人が商店街を通行するものと想定し、約 1,600 人の通行量の増加を見込みます。

$1,400 \text{ 人} \times 0.6 \times 2 \text{ (往復)} \approx 1,600 \text{ 人}$

情報発信事業では、これらの事業を始めとする商店街の様々な情報を、来街者や生活者に向けて発信し、利便性を高めるほか、商店街での歩行者の回遊をより促進することにより、にぎわいを創出し、さらなる通行量の増加を見込みます。

⑤居住人口の増加により見込まれる通行量の増加（+900 人）

居住人口の増加により、新たな顧客が創出され、商店街を訪れる人が増えることで、通行量の増加を見込みます。

増加する歩行者通行量 $442 \text{ 人 (増加する居住人口)} \times 2 \text{ (往復)} \approx 900 \text{ 人}$

【フォローアップの考え方】

中心市街地の歩行者通行量は、現在実施している「中央商店街通行量調査」を毎年実施し、目標達成の進捗を確認します。また、計画期間の中間年度に当たる平成27年度の実績を基に達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。

(3) 「目標3：中心市街地に、より住みやすい環境をつくる」に関する数値目標

●評価指標3：市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合

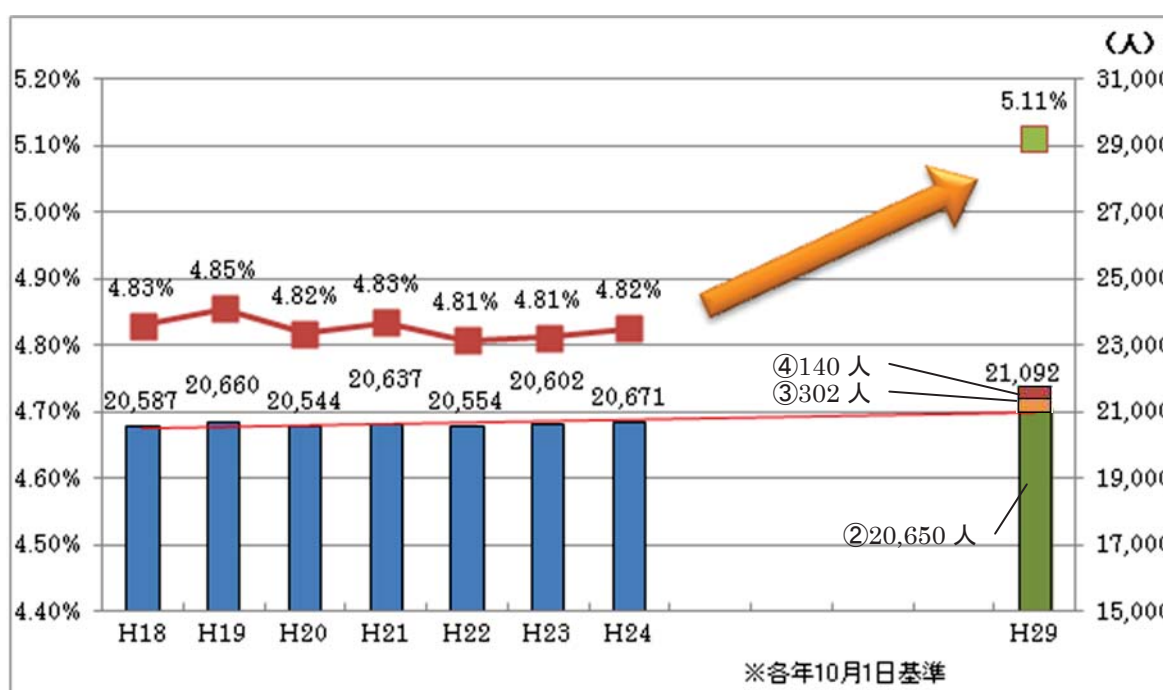
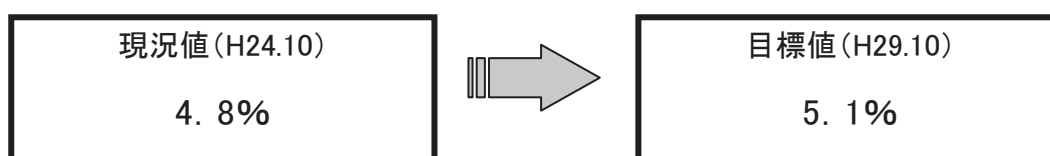


図 中心市街地の居住人口、及び市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合

【現状分析及び目標設定の考え方】

中心市街地の居住人口は、過去5年で2万500～2万600人の間で推移し、横ばい傾向にあります。この要因としては、第1期計画の計画期間以前において人口の減少が続いていましたが、丸亀町商店街の再開発事業等による魅力的な住宅供給が進み、減少に歯止めがかかったものと推察されます。そのため、今後も、引き続き、活性化に向けて取り組む必要があります。

また、人口減少、少子・超高齢社会が現実のものとなる中、将来を見据え、コンパクトで持続可

能なまちづくりとして、核となる集約拠点に、生活支援や子育て支援機能などを充実させ、集約拠点やその周辺に住みたいと感じてもらえるような都市構造を目指しています。

その実現に向けた、総合的な視点でのまちづくりの指針として「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を平成25年2月に策定しました。

「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」において、中心市街地は、広域的な拠点性を強化する、広域交流拠点と定めており、都市機能集積を生かした“生活支援サービスの利便性”が高く“にぎわい”のあるまちづくりや、公共交通の利便性を生かした“歩いて暮らせる”まちづくりなど、居住人口の集積への取組を行います。

第1期計画では、都市型住宅の整備に重点を置きましたが、まちなか居住者の買い物環境など、生活に必要な環境の整備が伴わず、当初の想定よりも中心市街地への移住が進まなかったことから、第2期計画では、総合生鮮市場事業やアーケードの改修を含む歩行者空間の整備など、中心市街地への移住促進策及び既存の商業施設、公共公益施設を日常的に利用できる環境改善の取組によって、豊かな暮らしを目指し、平成18年度以降の人口の動向が今後も継続する場合の平成29年度推計人口に、中心市街地活性化の取組により見込まれる居住者の増加を加味した値を目標値として設定します。

目標値については、今後の人口減少・少子超高齢社会による、市全体の人口減少を見据え、これまでのように人口の絶対数を増やすことを目標とするのではなく、相対値である「市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合」を設定します。

良好な住宅供給の促進に取り組むことに加え、まちなかの魅力の向上等にも積極的に取り組むことで居住者の増加を目指すこととし、概ね5年以内の実現可能な目標を設定します。

【数値目標設定根拠】

①中心市街地の居住人口 (H24)	20,671 人
高松市全体の居住人口 (H24)	428,476 人
現況値(H24) = 20,671 人 / 428,476 人	4.82%
②過去の動向から見る中心市街地の推計人口 (H29)	20,650 人
③中心市街地への移住促進策により見込まれる居住者の増加	+302 人
④南部3町商店街の空き店舗の活用より見込まれる居住者の増加	+140 人
⑤中心市街地の居住人口 (H29) (②+③+④)	21,092 人
⑥高松市全体の居住人口 (H29 推計)	412,800 人
目標値 (H29) (⑤/⑥)	5.11%

①中心市街地の居住人口 (H24)

H24 の中心市街地の居住人口は 20,671 人

H24 の高松市全体の居住人口は 428,476 人

そのため、高松市全体の人口に対する中心市街地内の居住人口割合は 4.82%となります。

②過去の動向から見る中心市街地の推計人口 (H29)

経年変化から、H29 の居住人口を推計すると 20,650 人となります。(H24 実績と比較して、21 人の減少を見込みます。)

③コンパクト・エコシティの推進による中心市街地への人口集積、及び移住促進策により見込まれる居住者の増加（+302人）

コンパクト・エコシティの推進に向けて取り組むことにより、中心市街地への人口集積が促進され、民間マンションの建設や、空き家バンク等の移住促進策により、302人の増加が見込まれます。

民間マンションの建設による増加 住宅 143 戸×1.8 人/戸≒257 人

移住促進策による居住者の増加 年 5 世帯×5 か年×1.8 人/世帯=45 人

合計 257 人+45 人=302 人

④南部 3 町商店街の空き店舗の活用より見込まれる居住者の増加（+140人）

南部 3 町商店街にある空き店舗のうち、上層部分を活用して、アパート等の共同住宅施設を設置する「高松中央商店街南部 3 町共同住宅供給事業」により、140 人の増加を見込みます。

住宅 140 戸×1.0 人/戸=140 人

⑤中心市街地の居住人口（H29）（②+③+④）

20,650 人+302 人+140 人=21,092 人

⑥高松市全体の居住人口（H29 推計） 412,800 人

【フォローアップの考え方】

中心市街地の居住者数は、毎年住民基本台帳による集計を行い、目標達成の進捗を確認します。また、計画期間の中間年度に当たる平成 27 年度の実績を基に達成状況を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じます。

高松市中心市街地活性化基本計画の流れ

●活性化における主たる課題

中心市街地への来街魅力
(商業等)の強化が必要

中心市街地の包括的な
情報発信が必要

中心市街地で豊かに
暮らせる環境の充実が必要

●活性化に向けたコンセプト

— にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して —

●3つの基本的な方針

方針1

中心市街地の来街魅力の強化

(誰もが訪れたいと思う、
まちなかの特色を生かした
商業等サービス機能の充実)

方針2

タイムリーな情報発信による回遊促進

(いろいろな情報を受けて訪れた
人が、さらに足を延ばし、また訪
れたいくなるまちなか)

方針3

豊かな居住環境の充実

(便利で楽しい場所となり、
多くの人が住み、暮らしの
場として利用するまちなか)

●活性化の目標

目標1

商店街独自の魅力あるサー
ビスを創出する

数値指標1

○中央商店街の
空き店舗率(全フロア)

現況値(H24.6):16.6%

→ 目標値(H29):14.9%

目標2

まちのあちこちで
歩いている人を増やす

数値指標2

○中央商店街における
歩行者通行量(休日)

現況値(H24):131,878人

→ 目標値(H29):141,000人

目標3

中心市街地に、より
住みやすい環境をつくる

数値指標3

○市全体の人口に対する
中心市街地の居住人口
の割合

現況値(H24.10):4.8%

→ 目標値(H29.10):5.1%

4. 市街地の整備改善

(土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項)

[1]市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地は、北側は瀬戸内海に面するサンポート高松地区から、南側は特別名勝栗林公園に接する業務地に挟まれた区域で形成されています。

中心市街地の中央部には、県下から多くの人を集める中央商店街があり、これまで第1期計画に基づき、高松丸亀町商店街で再開発事業が進められており、A、B、C及びG街区では、高松市内を始め、香川県下から多くの人が集まる魅力的なショッピングモールと街並み景観、都心居住環境が形成されています。

しかしながら、高松丸亀町商店街の再開発事業は、D・E街区での事業実施が未定であるほか、既に実施済みのA、B、C及びG街区のにぎわいが周辺に十分広がっていないなど、現時点ではその魅力を十分生かしきれていない状況にあります。

また、瀬戸内海に面するサンポート高松地区との連続性を高める道路や公園整備が完了しておらず、にぎわいの連続性や中心市街地に至る交通環境の改善強化が求められています。

【市街地の整備改善の必要性】

本市では、第1期計画での活性化の取組を引き継ぎ、より広い範囲のにぎわいが広がるよう、引き続き、精力的に取組を進めます。

中心市街地中央部に広がる中央商店街のうち、中央に位置する丸亀町商店街では、これまで強化されてきたA、B、C及びG街区のにぎわいをより強め、広げる事業を精力的に進めます。

中央商店街北側では、にぎわい再生が進んでいる中央商店街と周辺との人や車の流れを強化するため、高松港の港湾環境整備や瀬戸内海に面する玉藻公園の整備、高松港やJR高松駅と中央商店街を結ぶ歩行者空間整備、バリアフリー歩行空間のネットワーク整備を進めます。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善措置を講じることとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当無し

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松海岸線街路事業</p> <p>【内容】 ・高松海岸線の整備 長さ=646m 幅=30～32m 6車線、歩車道分離、段差解消、電線類地中化</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	高松市	中心市街地への広域からのアクセスを改善するとともに、快適な歩行者ネットワークの形成を図るものです。サンポート高松やJR高松駅から中央商店街への歩行者の利便性を高めるもので、来街者の回遊促進に資するため、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	
<p>【事業名】 玉藻公園整備事業</p> <p>【内容】 ・玉藻公園（南工区）用地取得 ・史跡高松城跡と一体となる都市公園の整備</p> <p>【実施時期】 平成10年度～</p>	高松市	玉藻公園と周辺との一体整備を図り、地域特性を生かしたまちづくり、地域づくりを行い、高松らしい都市美の再創出を図る公園整備であり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（都市公園事業）</p> <p>【実施時期】 平成10年度～平成25年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 水循環創造事業(水循環再生型) 再生水利用下水道事業</p> <p>【内容】 ・中心市街地の再生水供給区域内における再生水管の布設及び供給</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	高松市	<p>下水道資源の有効利用、健全な循環型社会の形成のため、東部下水道処理場内の再生処理施設から、サンポート高松を含む中心市街地に再生水の供給を行うことにより、供給区域内の再生水利用を推進するものであり、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(下水道事業)</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	
<p>【事業名】 歩行者空間整備事業</p> <p>【内容】 ・JR高松駅と中央商店街を最短で連絡する市道西の丸町兵庫町線の歩行者空間の改善 長さ200m・幅=6.0m 電線類地中化</p> <p>【実施時期】 平成21～28年度</p>	高松市	<p>サンポート高松と中央商店街のにぎわいの相乗効果による中心市街地の更なる活性化を目指し、相互の連携や回遊性を高める歩行者ネットワーク等整備であり、来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>【実施時期】 平成21～28年度</p>	
<p>【事業名】 高松駅南交通広場整備事業</p> <p>【内容】 ・高松駅南線における交通広場の整備 延長：250m 幅員：16～20m 車線数：2車線 面積：4,600㎡</p> <p>【実施時期】 平成24、25年度</p>	高松市	<p>高速バスの便数が飛躍的に伸び、既存の高松駅前広場におけるバスターミナルの混雑に伴う、時間待ちのための高速・貸し切りバス等の路上駐車や、一般乗降場の混雑に伴う送迎者の路上駐車などの問題が生じていることから、このような問題を解消するため、高松駅南線で交通広場の整備をすることにより、交通結節機能の強化と交通の円滑化を図るとともに、居住環境の充実に資するもので、中心市街地に必要な機能の強化を図ることが必要です。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))</p> <p>【実施時期】 平成24、25年度</p>	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>【事業名】 高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）</p> <p>【内容】 ・緑地設計 1式 ・緑地一部施工 1式</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	香川県	高松港を訪れる市民等にかかれた豊かで親しみのある港湾環境構築のため、玉藻地区において海洋性のイベント、レクリエーション及びスポーツ活動が快適に行えるウォーターフロントの形成を目的とした緑地を整備することにより、来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（港湾事業）</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松城跡整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡高松城跡保存整備基本計画による石垣や披雲閣など各施設の保存修理 ・ 高松城跡整備事業（桜御門の復元整備、地久櫓台石垣の保存修理） ・ 高松城天守復元整備事業（天守台石垣の保存整備） <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	高松市	<p>城下町高松のシンボルである史跡高松城跡を整備することにより、高松らしい風格ある都市の魅力を高め、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 文化財建造物保存修理等事業</p> <p>【実施時期】 平成 10 年度～</p>	

【現状】



【施行後】



高松丸亀町商店街 C 街区連絡通路のイメージ図（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松丸亀町商店街回遊性向上事業</p> <p>【内容】 ・丸亀町商店街C街区再開発ビルの3階部分に、渡り廊下を設置するもの</p> <p>【実施時期】 平成25年度</p>	<p>高松丸亀町まちづくり株式会社</p>	<p>丸亀町商店街C街区の3階部分に渡り廊下を設置することで、同街区の西棟と東棟との回遊を促進し、商業施設としての価値を高め、商店街の魅力向上及び来街者の回遊性の促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業</p> <p>【内容】 ・①瓦町松島線：施行延長L=120m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ②高松海岸線：施行延長L=100m（歩道段差・傾斜の改善、透水性舗装、視覚障害者用誘導ブロックの設置） ③その他路線：視覚障害者用誘導ブロックの設置（魚屋町栗林線等）</p> <p>【実施時期】 平成16年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>歩道の傾斜や勾配の改善、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業を推進し、歩行者が安心して歩ける環境整備であり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び 実施時期	実施 主体	中心市街地活性化を実現する ための位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
<p>【事業名】 高松市総合設計制度運用基準</p> <p>【内容】 ・中央通りを中心とした市街地の建築計画で、国の基準以上の公開空地を確保することにより、国の示す緩和を最大限活用しようとするもの</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	高松市	総合設計による建築許可において、本市独自の許可運用基準を制定し、中心市街地の都市環境整備及び都市景観形成に寄与するものであり、居住促進、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 駐車場附置義務の緩和</p> <p>【内容】 ・駐車場整備地区内の一定規模を超える建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、自動車駐車施設の附置に関する規定を緩和</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	高松市	公共駐車場で収容可能台数に余裕があるため、駐車場付置義務条例を改正（緩和）し、中心市街地の土地利用促進等に寄与するものであり、居住促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

5. 都市福利施設の整備

(都市福利施設を整備する事業に関する事項)

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、国の合同庁舎や県庁、市役所を始めとする主要な行政関連施設が集積しており、四国の行政の中心として機能しているほか、福祉施設や医療施設、文化施設や教育施設も数多く集積しています。

福祉施設は、中心市街地内の西側に県社会福祉総合センターがあるほか、中心市街地内には児童福祉施設や高齢者福祉施設が立地しています。

医療施設は、中心市街地地域の西側に接する高松赤十字病院や、中心市街地の東側約 500m の位置に移転を予定している県立中央病院等の拠点的な医療施設を始め、数多くの病院が中心市街地内にありサービスが充実しています。また、中央商店街内にある高松丸亀町商店街の再開発区域内でも、医療施設が整備されており、中心市街地の住民を始め、近隣住民の大きな安心を支えています。

文化施設は、中心市街地内に県・市の施設が数多く立地しており、県民ホール、県立ミュージアム、市の美術館及びサンポートホール高松などがあり、各種団体と県・市が協働して、中心市街地内外の市民に文化・芸術の大きな楽しみを提供しています。

教育施設は、中心市街地地域西側約 500m の位置に香川大学があり、区域に接した西側に高校が立地するほか、中心市街地内にも専門学校があり、市域から学生等が集まる環境にあります。

【都市福利施設の整備の必要性】

本市では、中心市街地内や周辺に数多くある県・市の拠点的な福祉・医療・文化・教育施設を生かすとともに、第 1 期計画での活性化の取組を引き継ぎ、まちなか居住を支える暮らしに身近な都市福利機能が充実するよう、引き続き、精力的に取組を進めます。

福祉施設では、地域内外での子育て支援に係る対策を講じます。

医療施設では、中心市街地地域に接して拠点的な病院があり、周辺居住者に大きな安心を与えていますが、病気の子どもに関するサービスの提供など、医療福祉サービスの質的充実等を進めます。

文化施設は、既に相当の施設があることを生かし、関係団体と協働しながら、身近で文化・芸術に触れられる場としての中心市街地の魅力が高まるよう、企画内容等の充実を図るとともに、イベント等の開催により、子どもがそれらに触れるきっかけとなり、他分野の文化が刺激を受け合う機会づくりを進めます。

教育施設では、生涯学習センターで多世代への生涯学習サービスを提供しており、現在の行政と市民の協働による生涯学習サービスの質的充実を図ります。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市生涯学習センター運営事業</p> <p>【内容】 ・大学等との連携による各種専門講座や、市民と行政との協働によるまちづくりに基づく公募型自主企画講座等を開催し、市民の学習機会の提供とリカレント（循環）教育を推進するもの</p> <p>【実施時期】 平成 14 年度～</p>	高松市	市民の生涯学習を総合的、体系的に推進するため、生涯学習センターにおいて、学習機会や場、情報提供などを行うものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 高松市美術館教育普及事業</p> <p>【内容】 ・ワークショップ（美術講座）、子どものアトリエ（小中学生対象の制作講座）、アートで遊ぼう（小学生対象の美術鑑賞講座）の実施</p> <p>【実施時期】 昭和 63 年度～</p>	高松市	生涯学習並びに学校教育、及び週休日等の児童生徒の活動拠点として、美術制作を始めとする芸術の表現活動の場を提供するとともに、多様な表現手法のあり方を各種講座プログラムとして提示し、市民の創作活動を支援するものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市美術館展覧会事業</p> <p>【内容】 ・特別展 5 展（年間 180 日前後）、常設展 5 期（年間 280 日前後）を開催</p> <p>【実施時期】 昭和 63 年度～</p>	高松市	市民のほか一般に、身近に国内外のすぐれた美術品を鑑賞する機会を提供し、美術に対する意識を喚起することによって生涯学習、学校教育等を振興するとともに、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 市民文化祭アーツフェスタたかまつ</p> <p>【内容】 ・市民自らが主体的に企画・実施する、クラシックコンサート、茶会、和太鼓、民よう、演劇、ストリートダンスなど多彩なイベント開催で、市民の文化芸術活動の発表と芸術に触れる機会づくりを図るもの</p> <p>【実施時期】 平成 14 年度～</p>	高松市 市民文化祭アーツフェスタたかまつ事業運営委員会・文化芸術財団・高松市	市民の文化芸術活動への参加意欲を喚起し、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と発展に寄与するとともに、文化芸術団体等の相互交流の機会を提供するものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 サンポートホール高松自主事業</p> <p>【内容】 ・コンサート等イベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>	文化芸術財団 ・高松市	幅広い市民とともに、文化芸術活動の振興・普及を図り、人と人、心と心がふれあう、高松らしい文化の創造と交流に寄与することを目的とするものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新春子どもフェスティバル</p> <p>【内容】 ・各校区代表によるドッジボール大会、すもう大会、かるたとり大会ほか、親子で気軽に参加できる遊びの名人コーナーなど</p> <p>【実施時期】 昭和 52 年度～</p>	<p>新春子どもフェスティバル実行委員会</p>	<p>親子、家族連れや友達と一緒に楽しい行事に参加することによって、寒さに負けない元気な子どもの育成と子ども会活動の発展に寄与するものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 高松まちかど漫遊帖事業</p> <p>【内容】 ・おもてなしの心で観光資源を紹介する「市民ツアープロデューサー」を核に、市民自らが飲食・見学・体験等、受け入れてくれる店舗・施設と協議を行うほか、ガイド内容、実施日、価格などを計画するもの</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	<p>高松まちかど漫遊帖実行委員会</p>	<p>高松市内を中心に、自分の街の魅力を知ってもらえるようなコースを自分達で考え作る、完全オリジナルの街案内を設定するものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなかパフォーマンス事業</p> <p>【内容】 ・サンポート高松及び高松丸亀町商店街ほかで、街クラシック in 高松など、まちなかコンサートを実施</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>MUSIC BLUE TAKAMATSU U 実行委員会・街クラシック in 高松実行委員会</p>	<p>街角に芸術のあふれる文化芸術都市「アート・シティ高松」の実現と中心市街地のにぎわいを創出するものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 サンポート高松トライアスロン大会事業</p> <p>【内容】 ・トライアスロン競技大会（スイム・バイク・ラン）の開催</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p>	<p>サンポート高松トライアスロン実行委員会</p>	<p>県内外から参加する選手たちと市民の交流、参加者自身の自己への挑戦を目的とし、観光と交流人口を基盤とするサービス産業の振興、国籍や文化を超えた国際交流の促進、参加者及び市民の心と体の健康の促進するものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 ゆめづくり推進事業</p> <p>【内容】 ・各地域コミュニティ協議会から提出された地域課題の解決等に取り組む事業について、審査し、補助金を交付するもの（上限一地域当たり 100 万円）</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>各地域コミュニティ協議会</p>	<p>地域コミュニティ協議会を対象に、提案型事業を募集し、補助金を交付することで、自主的・主体的にまちづくりに取り組む機会を創出し、地域コミュニティ活動の更なる活性化と地域コミュニティ組織の基盤強化を図ることで居住促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市協働企画提案事業</p> <p>【内容】 ・高松市から提案するテーマ及び提案団体からの自由なテーマについて市民活動団体等からの提案を募集し、審査の上採択となった事業を委託事業又は補助事業として実施するもの</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	高松市・市民活動団体等	市民活動団体等を対象に、市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性といった特性を生かした企画提案型の事業を募集、選考し、市と市民活動団体等とが対等の立場で、共通の目的を持って1つの事業を協働して実施することにより、一層の市民サービスの向上を目指すものであり、居住促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 高松市美術館催し物事業</p> <p>【内容】 ・エントランス・ミニコンサート(年5回程度)、友の会ふれあいコンサート(友の会と共催、年2回)</p> <p>【実施時期】 昭和 63 年度～</p>	高松市美術館友の会・高松市	美術館のエントランスホールを会場として、県内若手演奏家によるコンサート等を開催するものであり、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当無し

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 地域子育て支援拠点事業（一般型）</p> <p>【内容】 ・NPO法人、社会福祉法人、子育て支援団体、児童福祉施設、医療施設などにおいて、子育て親子の相互交流や子育てに関する相談指導のほか、身近な地域の子育て支援情報提供するとともに、子育て支援に関する講習の実施、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の需要に応じた保育サービスの積極的実施など</p> <p>【実施時期】 センター型：平成6年度～平成24年度 ひろば型：平成17年度～平成24年度 一般型：平成25年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援等を行うものであり、来街者の回遊促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 ① 子育て支援交付金 ② 子ども・子育て支援交付金</p> <p>【実施時期】 ① センター型：平成6年度～平成24年度 ひろば型：平成17年度～平成24年度 ① 一般型：平成25年度～平成26年度 ② 一般型：平成27年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 病児保育事業</p> <p>【内容】 ・当面病気の症状の急変が認められず、集団で保育すること等が困難な児童を、病院に付設された施設などで看護師や保育士が保護者に代わって保育するもの</p> <p>【実施時期】 病児・病後児保育事業：平成13年度～平成26年度 病児保育事業：平成27年度～</p>	高松市	病気などにより集団で保育すること等が困難な児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、もって児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するものであり、来街者の回遊促進、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】</p> <p>① 保育対策等促進事業費補助金 ② 子ども・子育て支援交付金</p> <p>【実施時期】</p> <p>① 平成13年度～平成26年度 ② 平成27年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 香川県県民ホール文化事業</p> <p>【内容】 ・香川県県民ホールでの文化芸術事業（自主事業・共催事業）の開催</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	指定管理者 穴吹エンタープライズ （株）・香川県	文化芸術を振興するとともに、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 香川県立ミュージアム文化事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示企画（特別展・常設展示（歴史・美術他）の開催 ・教育普及（講演会・歴史講座・美術講座・ワークショップ他） ・調査・研究（資料調査・調査研究他） ・資料の収集・保管 ・美術工芸振興事業 香川県文化会館 ・貸館事業 <p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>	香川県	<p>歴史博物館と美術館の機能を合わせ持つ、総合的なミュージアムとして、展示・普及・調査研究などの諸活動を通じ、香川の文化拠点として幅広い活動を行っています。また、分館として、各種文化活動に利用いただける香川県文化会館（県民ギャラリー、芸能ホールなど）を有し、文化芸術活動の発表の機会の場を提供するものであり、来街者の回遊促進に資するものであり、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 高松市美術館改修事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劣化している施設・設備を改修、独立したミュージアムショップの整備やホール・ロビー等の活用方法などを検討するもの <p>【実施時期】 平成 23～29 年度</p>	高松市	<p>開館から20年以上が経過し、建物や設備機器の経年劣化が進むなど様々な問題が顕在化している高松市美術館について、文化芸術の発信拠点としての機能を強化するため、劣化調査診断の結果等を踏まえ、改修基本計画を策定し、計画的に改修を行います。来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

6. 街なか居住の推進

(公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項)

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地の人口は、第1期計画に取り組む以前は一貫して減少していましたが、平成18年以降、第1期計画に基づく取組等により横ばいから微増を維持しています。

これは、高松丸亀町商店街の再開発事業のうち、A・C街区での都市型住宅への入居率が高く、一定の効果が出ていると推察されます。

しかし、第1期計画の事業内容の変更により、丸亀町商店街B街区及びG街区において都市型住宅の戸数が縮小されており、民間事業による都市型住宅の整備が落ちついたことなどから、定住人口が伸び悩んでいる状況となっています。

【街なか居住の推進の必要性】

生活利便施設が集積し、歩いて暮らせる中心市街地での居住ニーズは、今後も市全体の高齢化の進展等に合わせて高まってきます。

また、中心市街地に住む人が増えるよう、民間マンション開発及び既存の商業施設、公共公益施設を日常的に利用できる環境をつくる必要があります。

そのため、生鮮市場など、まちなかで居住するために必要な施設を整備し、まちなかの魅力を向上していくことで、魅力的な居住環境づくりにつなげます。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 移住・交流促進事業</p> <p>【内容】 ・本市への移住を進めるリーフレットを用いたPR活動や空き家バンク制度を活用した居住の確保を行うこと等により移住促進を図るもの</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	高松市	<p>移住案内リーフレット等を作成し、高松のまちでの暮らしやすさや豊かでエコな生活をPRすること、また、空き家バンク制度を活用した居住の確保等によりまちなかへの移住者が増加することは、定住人口の増加にも寄与するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 ゆめづくり推進事業[再掲]</p> <p>【内容】 ・各地域コミュニティ協議会から提出された地域課題の解決等に取り組む事業について、審査し、補助金を交付するもの(上限一地域当たり100万円)</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	各地域コミュニティ協議会	<p>地域コミュニティ協議会を対象に、提案型事業を募集し、補助金を交付することで、自主的・主体的にまちづくりに取り組む機会を創出し、地域コミュニティ活動の更なる活性化と地域コミュニティ組織の基盤強化を図ることで居住促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市協働企画提案事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 ・高松市から提案するテーマ及び提案団体からの自由なテーマについて市民活動団体等からの提案を募集し、審査の上採択となった事業を委託事業又は補助事業として実施するもの</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度</p>	<p>高松市 ・市民活動団体等</p>	<p>市民活動団体等を対象に、市民活動団体等の持つ専門性・先駆性・柔軟性といった特性を生かした企画提案型の事業を募集、選考し、市と市民活動団体等とが対等の立場で、共通の目的を持って1つの事業を協働して実施することにより、一層の市民サービスの向上を目指すものであり、居住促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 高松中央商店街南部 3 町共同住宅供給事業</p> <p>【内容】 ・常磐町、南新町、田町の各商店街の空き店舗のうち、上層部分を活用し、共同住宅施設を設置するもの</p> <p>【実施時期】 平成 26～29 年度</p>	<p>株式会社高松南部 3 町商店街プロジェクト</p>	<p>常磐町、南新町、田町の各商店街にある空き店舗のうち、上層部分を活用して、アパート等の共同住宅施設を設置することで、高松中央商店街南部区域にぎわいをもたらし、居住促進に資するもので、中心市街地の活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業(南部 3 町商店街地区))</p> <p>【実施時期】 平成 26～29 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業


事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松駅南交通広場整備事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ・高松駅南線における交通広場の整備 延長：250m 幅員：16～20m 車線数：2車線 面積：4,600㎡</p> <p>【実施時期】 平成24、25年度</p>	高松市	高速バスの便数が飛躍的に伸び、既存の高松駅前広場におけるバスターミナルの混雑に伴う、時間待ちのための高速・貸し切りバス等の路上駐車や、一般乗降場の混雑に伴う送迎者の路上駐車などの問題が生じていることから、このような問題を解消するため、高松駅南線で交通広場の整備をすることにより、交通結節機能の強化と交通の円滑化を図るとともに、居住環境の充実に資するもので、中心市街地に必要な機能の強化を図ることが必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成24、25年度</p>	


(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 総合生鮮市場事業</p> <p>【内容】 ・商店街に生鮮市場を導入し、まちなか居住者の日常の買い物等、快適な生活環境を確保するもの</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	高松ライフシステム株式会社	丸亀町商店街又はその隣接区域に生鮮市場を開設する計画であり、第一段階として野菜又は魚市場を導入し、最終的には、野菜／魚／精肉／惣菜の生鮮4品を取り揃えた総合生鮮市場とする構想です。民間主体で行う衣・食・住のトータルのなまちづくりであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊及び居住の促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちバス運行事業</p> <p>【内容】 ・サンポート高松と高松中央商店街を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	高松丸亀町商店街振興組合	まちなかの回遊手段となる循環バスを運行することで、中心市街地に住み、訪れる人々の回遊性向上に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 ロイヤルガーデン錦町一丁目（分譲マンション）</p> <p>【内容】 敷地面積：901.39 m² 施設規模：地上 15 階建（42 戸）</p> <p>【実施時期】 平成 24～25 年度</p>	株式会社和田コーポレーション	都市機能が集積され、利便性の高い都心地域への立地で住宅供給を行うもので、都心居住の促進により、居住人口の増加とともに、歩行者通行量の増加が大きく期待できます。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 ロイヤルガーデン中央公園（分譲マンション）</p> <p>【内容】 敷地面積：1079.51 m² 施設規模：地上 15 階建（56 戸）</p> <p>【実施時期】 平成 24～26 年度</p>	株式会社和田コーポレーション	都市機能が集積され、利便性の高い都心地域への立地で住宅供給を行うもので、都心居住の促進により、居住人口の増加とともに、歩行者通行量の増加が大きく期待できます。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 アルファライフ中央通り (分譲マンション)</p> <p>【内容】 敷地面積：752.88 m² 施設規模：地上10階建(45戸)</p> <p>【実施時期】 平成25～26年度</p>	<p>穴吹興産株式会社</p>	<p>都市機能が集積され、利便性の高い都心地域への立地で住宅供給を行うもので、都心居住の促進により、居住人口の増加とともに、歩行者通行量の増加が大きく期待できます。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

7. 商業の活性化

(中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項)

[1] 商業の活性化の必要性

【現状分析】

本市の商業環境を見ると、平成9年以降、年間小売販売額は年々減少してきましたが、平成19年時点でようやく下げ止まり、平成9年当時の73%となっています。平成10年に、中心市街地の近くに大型SC「ゆめタウン高松」が開店し、平成19年には「西村ジョイ屋島店」「イオンモール高松店」が開店するなど、大型店の立地が続いています。

中心市街地では、平成11年以降年々販売額を減らしており、平成19年時点で平成9年当時の67%まで減少しており、市全体が下げ止まる中で中心市街地は下げ止まりが見えない状況となっています。

このような中、丸亀町商店街では、商業・サービスの魅力を高めるため、A、B、C及びG街区で新たな商業拠点を創り出すなど、商業者主導で再開発が進んでいます。

一方で、市民アンケートによると、市民は中心市街地内の商店街や大型店を「買い物」「飲食」等のために利用しており、訪れたり、長く時間を過ごすためには「無料休憩スペース」、「トイレ」や「シネマなどの娯楽施設」を充実すべきとの意見が多くなっています。

【商業の活性化の必要性】

新たな郊外大型店の出店や、リーマンショックに代表される景気低迷など厳しい環境の中でも、本市では商業者が主体的に商業・サービスの魅力強化のための取組を進めています。今後も、これらの取組を行政も強力に支援することで商業・サービスの活性化を図ります。

具体的には、第1期計画では事業が比較的少なかった、国道11号南側に位置する中央商店街南部地域において、積極的に活性化事業を実施します。

また、中心市街地と郊外が連携した新しい形での商業サービスの魅力向上を図るため、「総合生鮮市場事業」を始めとする新たな商業・サービスの魅力強化の支援を行います。さらに、中央商店街の情報をタイムリーに発信することで、商店街の魅力を市民に伝え、回遊性の促進につなげます。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図ります。


[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大規模小売店舗立地法の特例措置</p> <p>【内容】 ・大店立地法の手続きに関する不要化の措置</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	香川県	中央商店街の再生・活性化を図るため、新たな魅力の核となる大規模商業施設の立地を促進するものであり、生活サービス機能の充実に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	
<p>【事業名】 瓦町駅核化プロジェクト事業</p> <p>【内容】 駅ビル型複合商業施設の整備を行うもの (コトデン瓦町ビル) 敷地面積：16,051 m² 延床面積：91,106 m² 階数：地上 11 階・地下 3 階 主要用途：商業施設・鉄軌道・駅舎・地下駐車場等</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	高松琴平電気鉄道株式会社	<p>公共交通の拠点であるコトデン瓦町ビルは、中心市街地のまちづくりや商店街活性化の観点から、重要な施設であることから、にぎわい・交流拠点の形成に必要な事業です。</p> <p>中心市街地への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松市中央商店街空き店舗活用事業</p> <p>【内容】 ・中央商店街のにぎわい向上、空き店舗率の改善のために空き店舗を利用した出店に要する経費を補助するもの</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>商店街振興組合・空き店舗へ の出店事業者</p>	<p>空き店舗への出店を推進し、豊かで楽しい時間を消費できる魅力ある商店街づくりにより、中心市街地のにぎわいをつくるものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 中心市街地商店街活性化事業</p> <p>【内容】 ・商店街振興組合等が行う魅力ある商店街づくりに向けた事業に要する経費の一部を補助するもの</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>商店街振興組合等</p>	<p>商店街の活性化のための事業を推進し、商店街の魅力向上を図るものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 創造支援センター事業</p> <p>【内容】 ・創造支援室を事務所その他の活動拠点として利用、入居希望者の審査、創造支援室を使用するものに対し、創業及び事業の経営に関する相談、情報提供その他の支援</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>創造性に富む発想又は独自性のある技術を活用して、新たに事業を営もうとする者等を支援することにより、特色ある事業の創出及び地域産業の振興に寄与し、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 商店街情報発信事業</p> <p>【内容】</p> <p>① デザインコードに基づいた街路灯や休憩スペースの整備</p> <p>② リアルタイムな情報発信システムを整備し、情報発信機能を活かしたイベント実施</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度</p>	高松丸亀町商店街振興組合	<p>中央商店街の情報を発信していくことで、市民が商店街の魅力を認識し、商店街への関心を持つ機会をつくるものであり、商店街への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地魅力発掘・創造支援事業</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度</p>  <p>イメージ図</p>	
<p>【事業名】 瓦町駅核化プロジェクト事業（再掲）</p> <p>【内容】 駅ビル型複合商業施設の整備を行うもの</p> <p>（コトデン瓦町ビル） 敷地面積：16,051 m² 延床面積：91,106 m² 階数：地上 11 階・地下 3 階 主要用途：商業施設・鉄軌道・駅舎・地下駐車場等</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	高松琴平電気鉄道株式会社	<p>公共交通の拠点であるコトデン瓦町ビルは、中心市街地のまちづくりや商店街活性化の観点から、重要な施設であることから、にぎわい・交流拠点の形成に必要な事業です。</p> <p>中心市街地への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 食の連携産業の創造</p> <p>【内容】 食の連携産業を創造し、商店街が、生産者と市民を繋ぐために、空き店舗などを活用し、地産地消型のローカルフードレストランの設置、マネージメント、プロデュースを行うもの</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	一般社団法人讃岐ライフスタイル研究所	商店街において、「食」の機能は、大変重要です。それは、生産者と市民を繋ぐことで、市民の豊かな食生活が実現し、生活者の生産が安定化するという流通の仕組みがより強固になり、中心市街地に地域活性化への寄与が実現します。また、レストランという機能により、中心市街地のコミュニケーションの場の機能が強化され、中心市街地への来街意欲を促進し、にぎわいの創出に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地再興戦略事業費補助金又は中心市街地再生事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当無し

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 総合生鮮市場事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ・商店街に生鮮市場を導入し、まちなか居住者の日常の買い物等、快適な生活環境を確保するもの</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	高松丸亀町商店街振興合・高松丸亀町まちづくり株式会社	丸亀町商店街又はその隣接区域に生鮮市場を開設する計画であり、第一段階として野菜又は魚市場を導入し、最終的には、野菜／魚／精肉／惣菜の生鮮 4 品を取り揃えた総合生鮮市場とする構想です。民間主体で行う衣・食・住のトータル的なまちづくりであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊及び居住の促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松南部商店街活性化事業</p> <p>【内容】 ・田町（高齢者の安心・交流事業）、常磐町（子育てママサポート事業）、南新町（さぬきの「味」育成事業）、その他（デジタルサイン）</p> <p>【実施時期】 平成 27～29 年度</p>	株式会社高松南部3町商店街プロジェクト	<p>商店街としての求心力が低下している中、田町、南新町、常磐町商店街の南部 3 町商店街では「ブランドショップや高層マンションが建ち並ぶ先進的」な北部エリアに対して「生活エリアと密着した魅力ある下町」をコンセプトに活性化事業を展開していき、にぎわいの創出や生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 常磐町商店街アーケード整備事業</p> <p>【内容】 ・常磐町商店街におけるアーケード改修工事の実施 L=270m</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	高松常磐町商店街振興組合	<p>中央商店街の南部に位置する常磐町商店街において、歩行者にとって快適な空間を創造するため、アーケード葺き替え工事を実施し、商店街への来街を促進することで、高松中央商店街南部区域ににぎわいをもたらすものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 商店街共同施設整備事業</p> <p>【内容】 ・商店街が実施するアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等</p> <p>【実施時期】 昭和 43 年度</p>	商店街振興組合等	<p>商店街のアーケード・カラー舗装・立体駐車場等、一般公衆の利便を図るための共同施設の整備・修繕等を推進し、快適な商業空間の確保や、商店街の魅力向上を図るものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちネコ倶楽部</p> <p>【内容】 ・商店街の店舗が実施するポイントシール事業</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>	<p>商店街 振興組 合等</p>	<p>商店街内の加盟店舗が協力して行うポイントシール事業であり、集客イベント等も実施し、今後、加盟店舗の増加やサービス向上に努めることで、来街者の増加を目指すものであり、生活サービス機能の充実、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 中央通りオフィス環境整備事業</p> <p>【内容】 ・壁面の後退、又はポケットパーク等の休憩施設の整備。OA環境の整備、施設環境の改善、駐輪場の増設など</p> <p>【実施時期】 平成 20 年度～</p>	<p>高松市</p>	<p>中央通りに面した区域内において、新築に伴い、オフィスビル等の中央通りに面した敷地内に、快適な歩行者空間の創出に資する面的整備及びテナント誘致に資する良好な施設改修を行った優良なビル所有者に対して、予算の範囲内で一定期間、固定資産税額に相当する額の一部を補助することにより、中心市街地の良好な街並みの形成とにぎわい並びに良好なオフィス環境を創出し、新たなテナント誘致の促進を図ります。にぎわいの創出や来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。</p>	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	



高松南部商店街活性化事業を実施する中央商店街南部地域

8. 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進

(4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項)

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地と周辺部を結ぶ公共交通を見ると、鉄道には JR と高松琴平電気鉄道があり、中心市街地には JR 高松駅と高松琴平電鉄の高松築港駅、片原町駅、瓦町駅の 4 駅があります。この JR 高松駅と高松琴平電鉄の片原町駅では乗降客数が減少し、高松琴平電鉄の高松築港駅と瓦町駅では概ね横ばいを維持しています。

中心市街地内の回遊手段となる交通では、「まちバス」を第 1 期計画で位置付け、高松丸亀町商店街振興組合が運行し、JR 高松駅と高松琴平電鉄の高松築港駅と接するサンポート高松と高松中央商店街とを結んでおり、公共交通としての役割を担っています。

また、レンタサイクルは、中心市街地内外にレンタサイクルポートが設置されており、サービスが供給されています。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性】

中心市街地への来街者の増加と来街に伴う環境負荷 (CO₂ の発生等) の低減を同時に実現するには、公共交通や自転車の利用が重要な課題となっています。

これまで取り組んできた商店街振興組合による「まちバス」の運行については、不採算路線を縮小する民間バスを補完するものであり、維持・拡張に向けた取組を進めます。

自転車利用については、放置自転車の解消や駐輪場の有効活用に大きな役割を果たしているレンタサイクルについて、引き続き取組を進めます。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図ります。



第5回カーフリーデー高松

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 レンタサイクル事業</p> <p>【内容】 ・瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林駅前、丸亀町、栗林公園駅前、片原町駅前、市役所の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成13年度～</p>	高松市	まちなかの重要な回遊手段である自転車を共有することで、自転車の総数を抑制し、放置自転車を減らし、駐輪場の有効活用を図るとともに、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	
<p>【事業名】 カーフリーデー高松開催事業</p> <p>【内容】 ・都心部において道路を歩行者に開放することで、市民に車のない都市環境を体験してもらい、交通や環境、都市生活と車の使い方について考えてもらうイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p>	カーフリーデー高松推進協議会	過度な自動車依存から脱却し、公共交通や自転車による商店街への来街促進を図ることを目的として実施するものであり、来街者の回遊促進に資することから、中心市街地の活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松駅南交通広場整備事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ・高松駅南線における交通広場の整備 延長：250m 幅員：16～20m 車線数：2車線 面積：4,600 m²</p> <p>【実施時期】 平成 24、25 年度</p>	高松市	高速バスの便数が飛躍的に伸び、既存の高松駅前広場におけるバスターミナルの混雑に伴う、時間待ちのための高速・貸し切りバス等の路上駐車や、一般乗降場の混雑に伴う送迎者の路上駐車などの問題が生じていることから、このような問題を解消するため、高松駅南線で交通広場の整備をすることにより、交通結節機能の強化と交通の円滑化を図るとともに、居住環境の充実に資するもので、中心市街地に必要な機能の強化を図ることが必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成 24、25 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

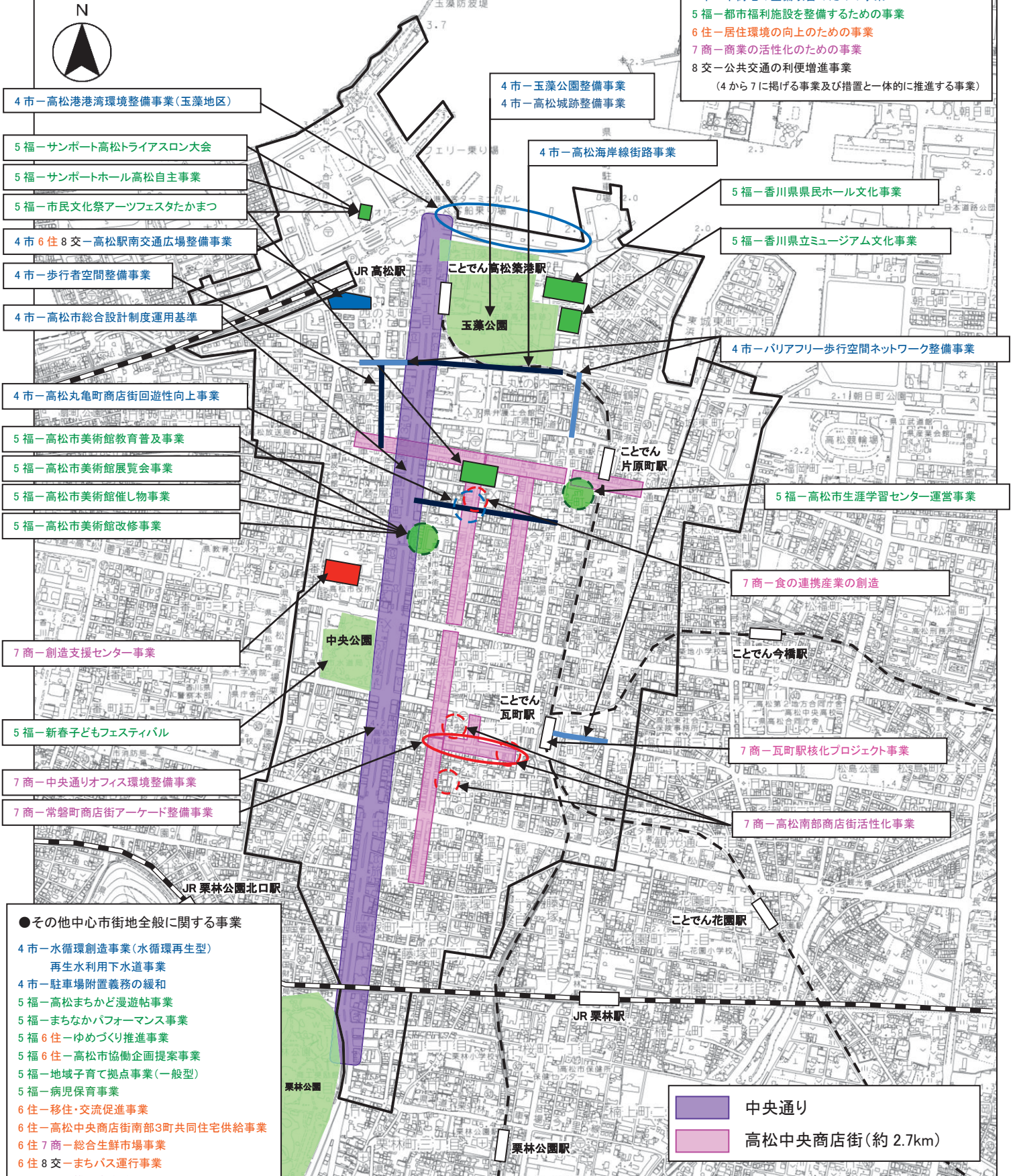
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちバス運行事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ・サンポート高松と高松中央商店街を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	高松丸亀町商店街振興組合	まちなかの回遊手段となる循環バスを運行することで、中心市街地に住み、訪れる人々の回遊性向上に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 自転車等駐車場施設管理運営事業</p> <p>【内容】 ・商店街内に無料の自転車等駐車場を設置し、買い物客の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 11 年度～</p>	高松ライオン通り商店街振興組合ほか4組合	無料の自転車等駐車場を設置し、管理することで、まちなかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、道路交通の円滑化が図られることから、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 有料自転車等駐車場管理事業</p> <p>【内容】 ・瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前の3か所に有料の自転車等駐車場を設置し、市民の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 9 年度～</p>	高松市	有料の自転車等駐車場を設置することで、まちなかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、道路交通の円滑化が図られることから、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

■事業区分凡例

- 4 市-市街地の整備改善のための事業
- 5 福-都市福祉施設を整備するための事業
- 6 住-居住環境の向上のための事業
- 7 商-商業の活性化のための事業
- 8 交-公共交通の利便増進事業
(4から7に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業)



- 4 市-高松港港湾環境整備事業(玉藻地区)
- 5 福-サポート高松トライアスロン大会
- 5 福-サポートホール高松自主事業
- 5 福-市民文化祭アーツフェスタたかまつ
- 4 市 6 住 8 交-高松駅南交通広場整備事業
- 4 市-歩行者空間整備事業
- 4 市-高松市総合設計制度運用基準

- 4 市-高松丸亀町商店街回遊性向上事業
- 5 福-高松市美術館教育普及事業
- 5 福-高松市美術館展覧会事業
- 5 福-高松市美術館催し物事業
- 5 福-高松市美術館改修事業

- 7 商-創造支援センター事業
- 5 福-新春子どもフェスティバル
- 7 商-中央通りオフィス環境整備事業
- 7 商-常盤町商店街アーケード整備事業

- その他中心市街地全般に関する事業
- 4 市-水循環創造事業(水循環再生型) 再生水利用下水道事業
- 4 市-駐車場附置義務の緩和
- 5 福-高松まちかど漫遊帖事業
- 5 福-まちなかパフォーマンス事業
- 5 福 6 住-ゆめづくり推進事業
- 5 福 6 住-高松市協働企画提案事業
- 5 福-地域子育て拠点事業(一般型)
- 5 福-病児保育事業
- 6 住-移住・交流促進事業
- 6 住-高松中央商店街南部3町共同住宅供給事業
- 6 住 7 商-総合生鮮市場事業
- 6 住 8 交-まちバス運行事業
- 7 商-大規模小売店舗立地法の特例措置
- 7 商-高松中央商店街空き店舗活用事業
- 7 商-中心市街地商店街活性化事業
- 7 商-商店街情報発信事業
- 7 商-商店街共同施設整備事業
- 7 商-まちネコ倶楽部
- 8 交-レンタサイクル事業
- 8 交-カーフリーデー高松開催事業
- 8 交-自転車等駐車場施設管理運営事業
- 8 交-有料自転車等駐車場管理事業

中央通り
高松中央商店街(約 2.7km)

0 250 500 1000(m)

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を担当する組織

本市では、これまで、ハード・ソフト両面から中心市街地活性化を一体的に推進するため、まちなか再生課を設け、中心市街地のまちづくりを進めてきました。

平成24年4月の機構改革により、中心市街地を含めた集約拠点に都市機能等の集積を図るなど、まちづくりの施策の企画・調整を所掌する「まちづくり企画課」を設けたことから、「まちなか再生課」が所管する「中心市街地活性化基本計画の策定事務」を「まちづくり企画課」へ移管しています。

(2) 中心市街地活性化推進に関する組織

本市の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画を策定するとともに、基本計画に定める事業を推進するため、庁内推進会議及び幹事会を設け、関係各局課の連絡・総合調整を図っています。

■ 庁内推進会議における検討結果

年月日	会議名・議題等
平成18年5月30日	第1回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議・幹事会合同会議 (1) 基本計画策定方針について (2) 策定スケジュールについて
平成18年9月1日	第2回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 改正中心市街地活性化法に関する現在の状況について (2) 中心市街地活性化のための実施すべき事業について
平成18年10月31日	第3回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 中心市街地活性化を牽引する事業の位置付けとこれまでの事業実施について (2) 市民アンケート調査結果概要と課題について (3) ヒアリングシート作成について
平成19年1月24日	第4回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 基本計画(案)について

平成 19 年 2 月 13 日	第 2 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 基本計画(案)について
平成 20 年 5 月 21 日	平成20年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議・幹事会合同会議 (1) 高松市中心市街地活性化基本計画への追加事業について (2) 平成19年度フォローアップに関する報告について
平成 21 年 1 月 28 日	平成20年度第 2 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議・幹事会合同会議 (1) 高松市中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について (2) フォローアップに関する報告について
平成 22 年 7 月 12 日	平成22年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告 について (2) 掲載事業取組状況について (3) まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 22 年 7 月 22 日	平成22年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告 について (2) 掲載事業取組状況について (3) まちなか居住推進事業における他都市の事例について
平成 23 年 8 月 29 日	平成23年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告 について (2) 次期中心市街地活性化基本計画掲載事業について
平成 24 年 6 月 26 日	平成24年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議幹事会 (1) 第2期中心市街地活性化基本計画(仮称)を策定するための、 市民意識調査の実施について (2) 第2期中心市街地活性化基本計画(仮称)への掲載事業につい て
平成 24 年 7 月 26 日	平成24年度第 1 回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)について
平成 24 年 11 月 22 日	平成24年度第2回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)について (2) 今後のスケジュールについて

平成 27 年 1 月 14 日	平成26年度第1回高松市中心市街地活性化基本計画 庁内推進会議 (1) 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の変更(案)について (2) 平成26年度 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 中心市街地活性化基本計画庁内推進会議・幹事会委員名簿

(推進会議)

(幹事会)

区 分	職 名
委員長	副市長 (コンパクト・エコシティ推進部担当)
委 員	副市長
	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	健康福祉局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	教育局長

区 分	部 局 名	職 名
幹事長	市民政策局	コンパクト・エコシティ推進部長
幹 事	市民政策局	政策課長
		地域政策課長
		まちづくり企画課長
		交通政策課長
	総務局	危機管理課長
	財政局	納税課長
	健康福祉局	障がい福祉課長
		長寿福祉課長
		子育て支援課長
		こども園運営課長
	環境局	環境保全推進課長
	創造都市推進局	産業振興課長
		観光交流課長
		文化芸術振興課長
		スポーツ振興課長
		美術館美術課長
	都市整備局	都市計画課長
		道路課長
		まちなか再生課長
		建築指導課長
公園緑地課長		
教育委員会教育局	総務課長	
	生涯学習課長	

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、高松商工会議所及び高松丸亀町まちづくり株式会社が共同設立者となり、平成 18 年 11 月 14 日、中心市街地活性化協議会を設立しました。

協議会の目的は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の根拠となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うこととしています。

■高松市中心市街地活性化協議会構成員

【委員】

平成 25 年 4 月 1 日現在

(順序不同・敬称略)

構 成 員	役 職
団 体 名 ・ 企 業 名	
学校法人四国高松学園高松大学	教授
高松丸亀町まちづくり株式会社	代表取締役
高松商工会議所	専務理事
国立大学法人香川大学	教授
学校法人四国高松学園高松大学	講師
香川県	商工労働部長
高松市	市民政策局長
香川県高松北警察署	交通官
株式会社日本政策投資銀行四国支店	企画調査課長
高松中央商店街振興組合連合会	専務理事
高松市南部商店連合会	会長
高松丸亀町商店街振興組合	理事長
高松丸亀町まちづくり株式会社	常務取締役
丸亀町グリーン株式会社	代表取締役
高松丸亀町老番街株式会社	代表取締役
株式会社高松三越	取締役営業統括部長
株式会社高松天満屋	取締役店長
四国旅客鉄道株式会社	常務取締役総合企画本部長
高松琴平電気鉄道株式会社	常務取締役経営企画室長
社団法人香川県バス協会	専務理事
社団法人高松市医師会	会長
社会福祉法人高松市社会福祉協議会	常務理事
栗林小学校 PTA	元会長
一般社団法人香川県建築士会高松支部	幹事
NPO法人わははネット	理事長
まちラボ	代表
香川住環境研究会	会長

【オブザーバー】

構 成 員	役 職
団 体 名 ・ 企 業 名	
経済産業省四国経済産業局	産業部 商業・流通・サービス産業課長
国土交通省四国地方整備局	建政部都市・住宅整備課長
香川県	商工労働部経営支援課長
香川県	土木部都市計画課長
高松市	市民政策局次長兼政策課長
高松市	市民政策局コンパクト・エコシティ推進部長兼まちづくり企画課長
高松市	創造都市推進局産業経済部産業振興課長
高松市	都市整備局まちなか再生課長
財団法人かがわ産業支援財団	企業振興部長
独立行政法人中小企業基盤整備機構四国支部	地域振興課長
財団法人民間都市開発推進機構	企画部課長
高松商工会議所	事務局長

(2) 開催経過

回数	年月日	議題
第1回	平成18年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化協議会の設置について ・ 基本計画策定方針について
第2回	平成18年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング結果について ・ 中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
第3回	平成19年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案について
第4回	平成19年2月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画案に対する意見の取りまとめについて
第5回	平成19年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画について ・ 丸亀町A街区に続く再開発の状況について ・ ICカード活用による商業等活性化事業について ・ 中心市街地商業活性化推進事業について ・ 4町パティオ広場整備事業について
第6回	平成19年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について
第7回	平成20年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の事業追加について ・ IruCaカード活用による中心市街地活性化平成19年度事業報告・平成20年度事業計画について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第8回	平成21年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について ・ 香川大学ミッドプラザについて ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第9回	平成22年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について ・ 高松丸亀町商店街B・C街区小規模連鎖型再開発事業について ・ IruCaカード活用による商業活性化事業の平成21年度実績報告について ・ 高松丸亀町商店街G街区再開発事業について ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第10回	平成22年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定民間中心市街地活性化事業計画について（高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業）
第11回	平成23年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画掲載事業の変更について（G街区の実施主体、社会資本整備総合交付金制度の創設） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告について
第12回	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市中心市街地活性化基本計画の変更について（基本計画の計画期間延長、G街区の実施主体、歩行者空間整備事業の実施期間） ・ 中心市街地活性化基本計画フォローアップ報告（案）について ・ 高松丸亀町商店街G街区市街地再開発事業の進捗状況についての報告 ・ 次期中心市街地活性化基本計画についての報告
第13回	平成24年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）について
第14回	平成24年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（素案）について
第15回	平成25年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画のフォローアップ報告について ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）に対する意見書の取りまとめについて
第16回	平成25年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期高松市中心市街地活性化基本計画（仮称）（案）の変更点について

第17回	平成26年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について
第18回	平成26年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> コトデン瓦町ビルリニューアル計画について
第19回	平成27年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 平成26年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について 瓦町駅核化プロジェクト事業経過報告について 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画（案）について
第20回	平成28年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期高松市中心市街地活性化基本計画の変更（案）について 平成27年度 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告（案）について

高松市長 大西 秀人 様

高松市中心市街地活性化協議会
会 長 植 木 英 治

第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)(案)に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)(案)に対する意見を提出します。

記

1. はじめに

高松市が、四国の中枢拠点都市として更に発展していくためには、市全体の活性化が是非とも必要であり、とりもなおさず中心市街地の活性化が重要であります。

このため、高松市においては、「商業・サービスの高度化」、「回遊したくなる中心市街地づくり」、「定住人口の増加」を基本的方針として、平成19年5月に第1期高松市中心市街地活性化基本計画(以下、「1期計画」という。)を策定し、官・民・学が連携して鋭意各種事業を協働で実施してきたところであります。

この結果を見ますと、活性化達成度を図る4つの数値目標とも達成するまでには至っていないものの、総体的には、徐々にではあるが改善は進んでいる状況にあるといえます。

このような状況の中、高松市において策定されようとする「第2期高松市中心市街地活性化基本計画(仮称)(案)」(以下、「2期計画(案)」という。)について、本協議会は、行政及び幅広い団体等の構成による委員で、協働による計画づくりの観点から協議を進めてきました。協議にあたっては、2期計画(案)のコンセプトを念頭に置き、また1期計画の成果の検証による課題を認識しつつ協議を行った結果、次のとおり意見を申しあげます。

2. 本協議会の意見

2期計画(案)は、1期計画による成果の検証と今後の課題に基づき計画を検討し、「中心市街地の来街魅力の強化」、「タイムリーな情報発信による回遊促進」、「豊かな居住環境の充実」の3点を基本的方針として掲げ、明確な将来の方向性を示すとともに、これを具体化するための目標と目標値も設定されています。

また、その実現に向けたソフト事業を中心とする具体的な取り組みも提示されていることから、この2期計画(案)が円滑かつ着実に実施されることにより、中心市街地の活性化に大きく寄与するものと考えます。

以上のことから、当協議会は、2期計画(案)の内容につき、概ね妥当であると判断いたします。

なお、今後、2期計画(案)に掲載されていない事業が具現化した場合は、当計画への追加を行う等、柔軟な対応をお願いします。

最後になりますが、当協議会は、2期計画(案)の進捗状況の把握や新たな状況に対応していくため、活性化策について検討等を行うこととしております。

そのためには、官・民・学が一層連携し、一体的に各種事業を協働で進めていくことが重要でありますので、協議会の運営に対し、今後とも積極的な支援を要望いたします。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

● 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の特性と課題」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載（P. 2～P. 22 参照）

2) 地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に中心市街地と郊外型ショッピングセンターでの聞き取り方式によるアンケート調査に基づく把握・分析を記載（P. 23～P. 33 参照）

3) 第1期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 旧中心市街地活性化基本計画（第1期計画）の検証」の欄に記載（P. 34～P. 39 参照）

4) その他の客観的現状分析

4) -1 通勤・通学の人動き

本市の昼間人口は平成22年現在で438,504人であり、常住人口（夜間人口）に対する比率（昼夜間人口比率）は104.5%となっています。昼夜人口が夜間人口を上回っていることから、昼間は他市町から本市へ通勤・通学等で人が集積していると見られます。

本市で従業・通学している人を見ると、平成22年現在で228,694人となっています。また、本市で従業・通学する人の常住地の内訳を見ると、高松市内が最も多く、全体の80.8%を占めています。一方でさぬき市、三木町、丸亀市から5,000人以上、坂出市や綾川町から4,000人以上の人が本市に従業・通学しており、本市は広域的な従業・通学の場となっています。

表 平成22年昼夜間人口比率

昼間人口(人)	438,504
夜間人口(人)	419,429
昼夜間人口比率(%)	104.5%

資料：平成22年国勢調査

表 平成22年 通勤・通学流動

(高松市が従業地・通学地になる常住市町別人口)

常住市町	人数(人)	構成比(%)
高松市	184,829	80.8%
丸亀市	5,325	2.3%
坂出市	4,231	1.9%
善通寺市	1,082	0.5%
観音寺市	743	0.3%
さぬき市	7,918	3.5%
東かがわ市	1,932	0.8%
三豊市	1,291	0.6%
土庄町	298	0.1%
小豆島町	155	0.1%
三木町	6,608	2.9%
直島町	32	0.0%
宇多津町	979	0.4%
綾川町	4,902	2.1%
琴平町	368	0.2%
多度津町	875	0.4%
まんのう町	824	0.4%
他県	3,686	1.6%
不明	2,616	1.1%
高松市で従業・通学する者	228,694	100.0%

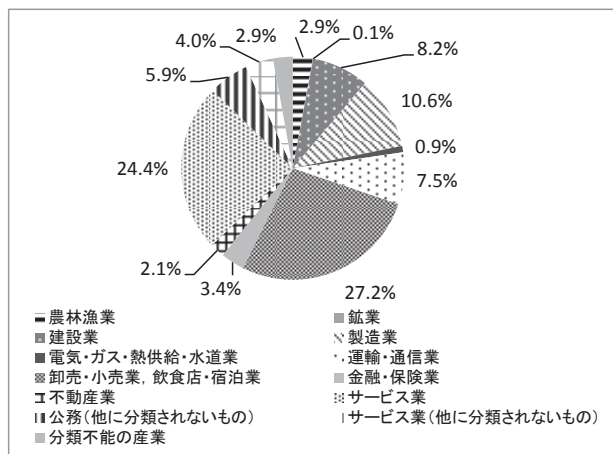
資料：平成22年国勢調査

4) -2 市全体の産業（産業別就業者数）

本市の平成18年調査における産業別就業者比率を見ると、「卸売・小売業、飲食店・宿泊業（27.2%）」と「サービス業（24.4%）」の割合が高く、この2業種で全体の半数を占めています。

表 平成22年産業別従業者数

産業分類	就業者数(人)	割合(%)
農林漁業	5,528	2.9%
鉱業	136	0.1%
建設業	15,778	8.2%
製造業	20,212	10.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,767	0.9%
運輸・通信業	14,390	7.5%
卸売・小売業、飲食店・宿泊業	51,938	27.2%
金融・保険業	6,522	3.4%
不動産業	4,018	2.1%
サービス業	46,629	24.4%
公務(他に分類されないもの)	11,210	5.9%
サービス業(他に分類されないもの)	7,669	4.0%
分類不能の産業	5,460	2.9%
総数	191,257	100.0%



資料:平成22年国勢調査

図 平成22年産業別従業者数の割合

※サービス業は「学術研究、専門・技術サービス」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」の合計

4) -3 都市機能

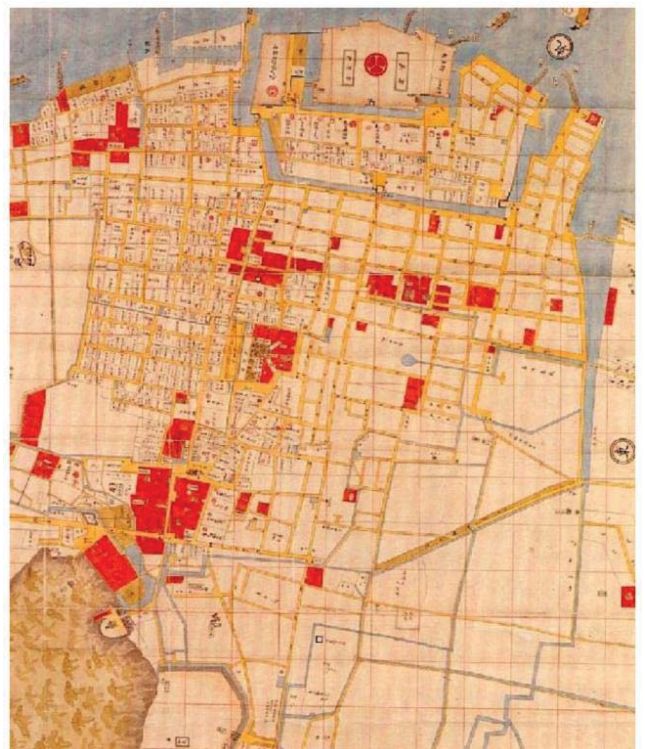
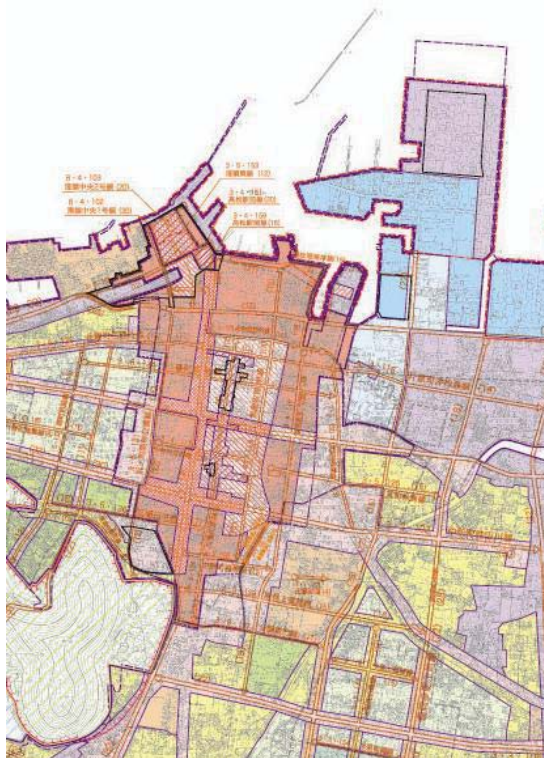
①中心市街地の市街地拡大の変遷

中心市街地の市街地拡大の変遷を、古地図と現況の土地利用規制状況を照らし合わせてみると、昔は高松城の門前の通りに現在の中央商店街が位置しており、多くの人でにぎわう重要な通りであったことが伺えます。その後、その場所を中心に高松城の城下町として栄え、高度な都市計画のもと、現在の中心市街地を形成するに至ったと考えられます。

②用途地域の指定状況

本市では、都市計画法の用途地域に基づく土地利用規制・誘導が行われています。用途地域の指定状況を中心市街地について見ると、中心市街地のほぼ全域で「商業等の業務の利便を図る」商業地域が指定されています。また、まちなか居住の促進に重要な役割を果たす「良好な住環境を守る」住居系用途地域は中心市街地の西側地域で指定されています。

凡 例			
種 類	記 号	距離 (m)	中心 位置
都市計画区域境界	—	—	—
第一種住居地域	■	10m	—
第二種住居地域	■	10m	—
第一種中高層住居専用地域	■	10m	—
第二種中高層住居専用地域	■	10m	—
第一種住居地域	■	10m	—
第二種住居地域	■	10m	—
準住居地域	■	10m	—
近隣商業地域	■	10m	—
商業地域	■	10m	—
準工業地域および特別用途地区(大規模商業施設等用地)	■	10m	—
工業地域	■	10m	—
工業専用地域	■	10m	—
緑地	■	10m	—
第一種緑地	■	10m	—
第二種緑地	■	10m	—
公園	■	10m	—
都市計画区域内の上記以外	■	10m	—
人口集中地区(市域17地区)	■	10m	—
防火地域	■	10m	—
準防火地域	■	10m	—
駐車場整備地区	■	10m	—
都市計画道路	■	10m	—
土地区画整理地区	■	10m	—
風致地区	■	10m	—
地区計画	■	10m	—
臨海地区	■	10m	—



資料：高松市都市計画図

図 高松市古地図

図 用途地域の指定状況

4) - 4 公共交通状況 (バス)

本市のバス路線を見ると、市内中心部から放射状に周辺部へと伸びる路線が多く占め、また、鉄道路線と並走するバス路線も多く見られます。JR 高松駅が多くのバス路線の起終点となっており、市内中心部のバス路線は中央通りや観光通りが主なルートとなっています。

中心市街地内のバス路線について見ると、中心市街地とその周辺の商業施設や公共公益施設を結ぶ循環バス路線が運行されており、中心市街地とその南側市街地を結ぶ「ショッピング・レインボー循環バス」が 72 本/日（東廻り 36 本/日、西廻り 36 本/日）、中心市街地とその西側市街地を結ぶ「市民病院ループバス」が 28 本/日（東廻り 14 本/日、西廻り 14 本/日）運行されています。

また、中心市街地内を循環する「まちバス」も運行されており、JR 高松駅や香川県立ミュージアム、高松三越、丸亀町商店街を結ぶバスルートで 24 本/日（各バス停 30 分間隔）運行されています。

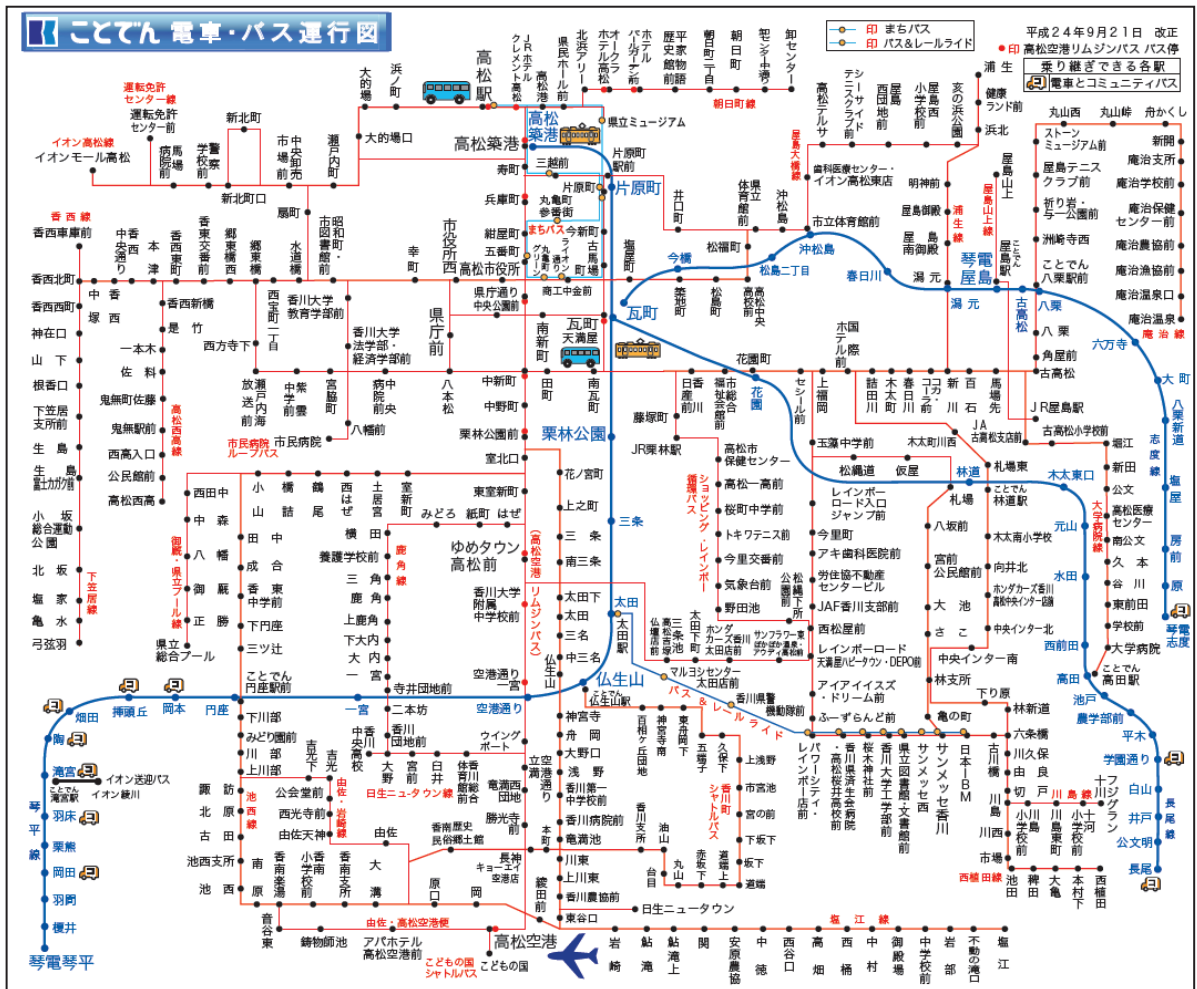


図 ことでんバス 路線図

5) 事業及び措置の集中実施

ニーズ調査と現状分析をマトリックスとした課題に対する取組

		現 状 分 析		
		空き店舗率 (なだらかな低下)	歩行者通行量 (限定的な増加)	居住者 (横ばい)
ニ ー ズ 調 査	要 中心市街地への来街魅力(商業等)の強化が必	<p>常磐町、南新町及び田町の南部3町商店街では「生活エリアと密着した魅力ある下町」をコンセプトに、活性化事業を展開していきます。にぎわいの創出や生活サービス機能の充実、来街者の回遊を促進します。</p> <p>【実施主体:株式会社高松南部3町商店街プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松南部商店街活性化事業 <p>【実施主体:高松常磐町商店街振興組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常磐町商店街アーケード整備事業 		<p>まちバス運行事業や高松駅南交通広場整備事業により、中心市街地での移動の利便性が向上し、生活環境の充実が促進されます。</p> <p>【事業主体:高松丸亀町商店街振興組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちバス運行事業 <p>【事業主体:高松市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松駅南交通広場整備事業
		<p>丸亀町商店街C街区の3階部分に渡り廊下を設置することで、同街区の西棟と東棟との回遊を促進し、商業施設としての価値を高め、商店街の魅力向上及び来街者の回遊性を促進します。</p> <p>【実施主体:高松丸亀町商店街振興組合】</p>		
	要(何処に何があるのか分からない)	<p>商店街情報発信事業によって、市民が商店街の魅力を認識し、商店街への関心を持つ機会をつくるものであり、商店街への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊を促進します。</p> <p>【実施主体:高松丸亀町商店街振興組合】</p> <p>魅力あるイベント等ソフト施策の実施(キャラフェス、まちなかパフォーマンス事業等)によって、商店街への来街意欲を促進し、にぎわいの創出や来街者の回遊を促進します。</p> <p>【実行主体:商店街振興組合・実行委員会・高松市】</p>		
境の充実が必要	<p>生活便利施設を集積し、歩いて暮らせる中心市街地での居住ニーズは、今後も高齢化の進展と合わせて高まります。そのため、生鮮市場など、まちなかで居住するために必要な施設を整備し、まちなかの魅力を向上していきます。また移住・交流促進事業を実施することで、中心市街地の居住者を増やし、通行者やにぎわいを創出して空き店舗を減少させていきます。</p> <p>【実施主体:高松丸亀町商店街振興組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合生鮮市場事業 <p>【実施主体:高松市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・交流促進事業、玉藻公園整備事業、駐車場附置義務の緩和 			

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 都市機能の集積の促進の考え方

■ 上位計画における都市機能集積の考え方

1) 第5次高松市総合計画（平成20年2月策定）

本市では、平成20年度から平成27年度を計画期間とする第5次高松市総合計画「新生たかまつ人・まち 輝き ビジョン」において、次の5つの視点をまちづくりに当たっての基本的考え方としてまちづくりに取り組んでいます。

・ 拡大基調からの転換

人口減少社会や地球環境問題、資源の有限性、厳しい財政状況などを踏まえ、これまでの拡大基調から転換し、自然との共生を図りつつ、より成熟した都市機能を発揮しながら、コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すものとします。

・ ソフトの重視

・ 州都機能の確保と交流人口の拡大

・ 地域コミュニティを軸としたまちづくり

・ 地域の未来と活力を支える人づくり

2) 高松市都市計画マスタープラン（平成20年12月策定）

本市では、新総合計画の始期にあわせ、平成20年を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し20年先の平成40年を目標年次とする高松市都市計画マスタープランを策定しており、将来都市像「『文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松』の実現に向けて」の実現に向けて、以下の

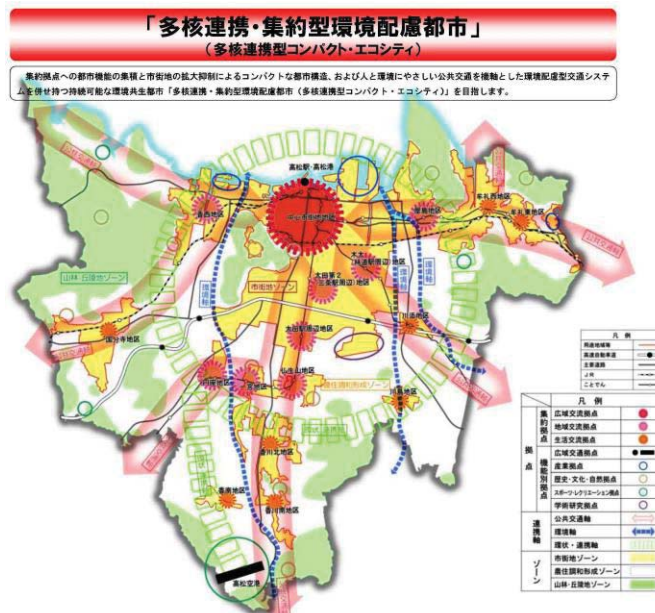
まちづくりに取り組んでいます。

[将来都市構造の方向性]

- ① 都心の広域拠点性の強化
- ② 地域の拠点性の確保・強化
- ③ 都心と地域の連携強化

◆ 集約型都市構造

- ・ コンパクト化を誘導する土地利用規制
- ・ 効率的な都市施設等の整備



3) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画（平成 25 年 2 月策定）

平成 20 年度に新たな高松市都市計画マスタープランを策定し、集約拠点への都市機能の集積と市街地拡大抑制によるコンパクトで持続可能な都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に取り組んでいます。「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けては、福祉や環境・経済政策などの各種施策・事業の推進に着実に取り組むことが重要であり、本市では、だれもが暮らしやすい、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現するため、「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を策定しています。

「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」においては、中心市街地は、四国の拠点都市にふさわしい広域的な拠点性を強化する広域交流拠点に定められ、計画においても重要な位置付けとなっています。

◆集約拠点のまちづくりの方向性

- ・自動車に依存することなく、徒歩や自転車で、多種・多様なサービスが享受でき、暮らしたいと思ってもらえるまちを目指す。

○広域交流拠点でのまちづくりの基本方針

- ・都市機能集積を活かした“生活支援サービスの利便性”が高く“にぎわい”あるまちづくり
- ・公共交通の利便性を活かした“歩いて暮らせる”まちづくり
- ・人口や都市機能の集積を生かした“コミュニティと安心”のあるまちづくり



4) 地域活性化総合特別区域（平成 24 年 7 月指定）

区域名称

「中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区」

〔総合特区の目指す目標〕

- 1) 中心市街地と田園地域の連携による地域産業の再構築
- 2) コンパクト・エコシティの推進
- 3) コミュニティの再生

本特区では、高松市内の各地域で育まれてきた産業を活性化する内発型まちづくりの観点に立ち、中心市街地と郊外田園地域のコミュニティの再生・連携により、農業、小売業など地域にとって最も基本となる産業の再構築を図り、市民に幅広く支えられる持続可能な「コンパクト・エコシティ」のモデル構築を目標としています。

そのために、地域の資源や個性・特性を最大限に活かし、地域に根ざした新たな産業を開拓するとともに、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者が産業の壁を超えて有機的に連携す

ることで、地域産業の活性化を図ります。また、少子高齢・人口減少時代でも持続可能なコンパクト・エコシティの形成を推進するため、中心市街地の活性化に資する事業を展開していくとともに、郊外部園地域との連携や地域固有のコミュニティ活動により、地域全体の活力を維持・向上させるものです。

本特区に関連する主な事業として、高松丸亀町商店街回遊性向上事業、総合生鮮市場事業、及び商店街情報発信事業を実施していきます。

〔評価指標及び数値目標〕

- 1 都心部の居住人口割合
：平成 22 年度実績 26.8% → 28.0% (平成 28 年度)
- 2 中央商店街 1 階空き店舗率
：平成 22 年度調査 14.1% → 10.0% (平成 28 年度)
- 3 新規就農者数
：平成 22 年度実績 年間 7 人 → 年間 15 人 (平成 28 年度)

〔目標の達成に向けて取り組む事業〕

- 高松丸亀町商店街回遊性向上事業
- 総合生鮮市場事業
- 商店街情報発信事業

[2] 都市計画手法の活用

平成 18 年 5 月に都市計画法、建築基準法の一部が改正され、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び用途白地地域において大規模集客施設の立地が制限されています。この法律の全面施行にあわせ市の定める都市計画として、平成 19 年 11 月 30 日から準工業地域に「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定しています。

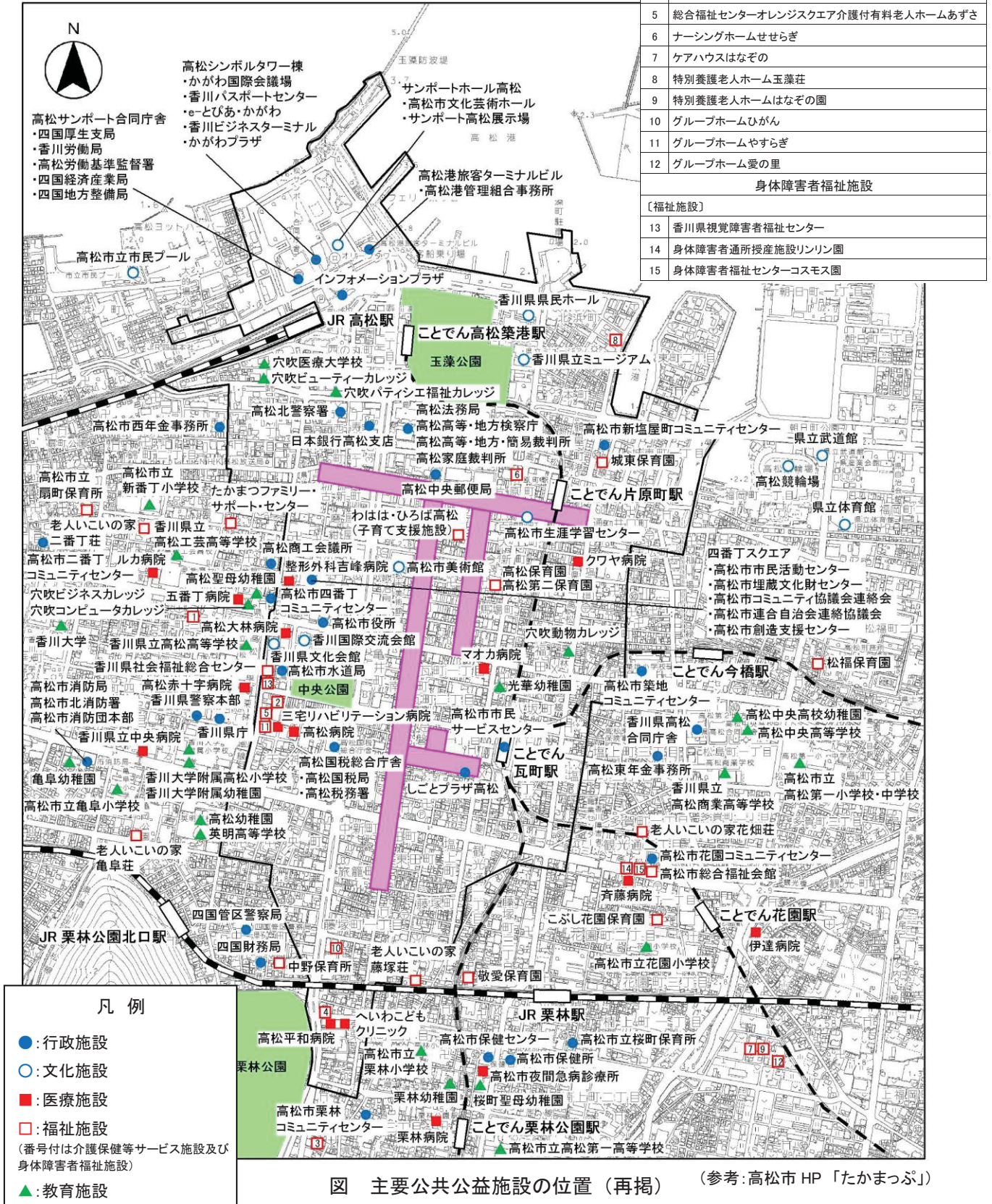
◆大規模集客施設制限地区 建築してはならない建築物

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの

[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地内における公共・公益施設の立地状況

中心市街地やその周辺には、市役所や県庁を始めとする主要な公共施設や文化施設、病院等の医療施設や福祉施設等が数多く集積しています。



(2) 大規模小売店舗の立地状況

中心市街地では、店舗面積が10,000㎡を超える高松三越やコトデン瓦町ビル（高松天満屋）が立地しています。一方で中心市街地外では国道や県道の沿道等を中心にロードサイド型店舗が立地しており、平成10年に「ゆめタウン高松」、平成19年に「西村ジョイ屋島店」、「イオンモール高松店」といった大規模商業施設の立地が相次いでいます。

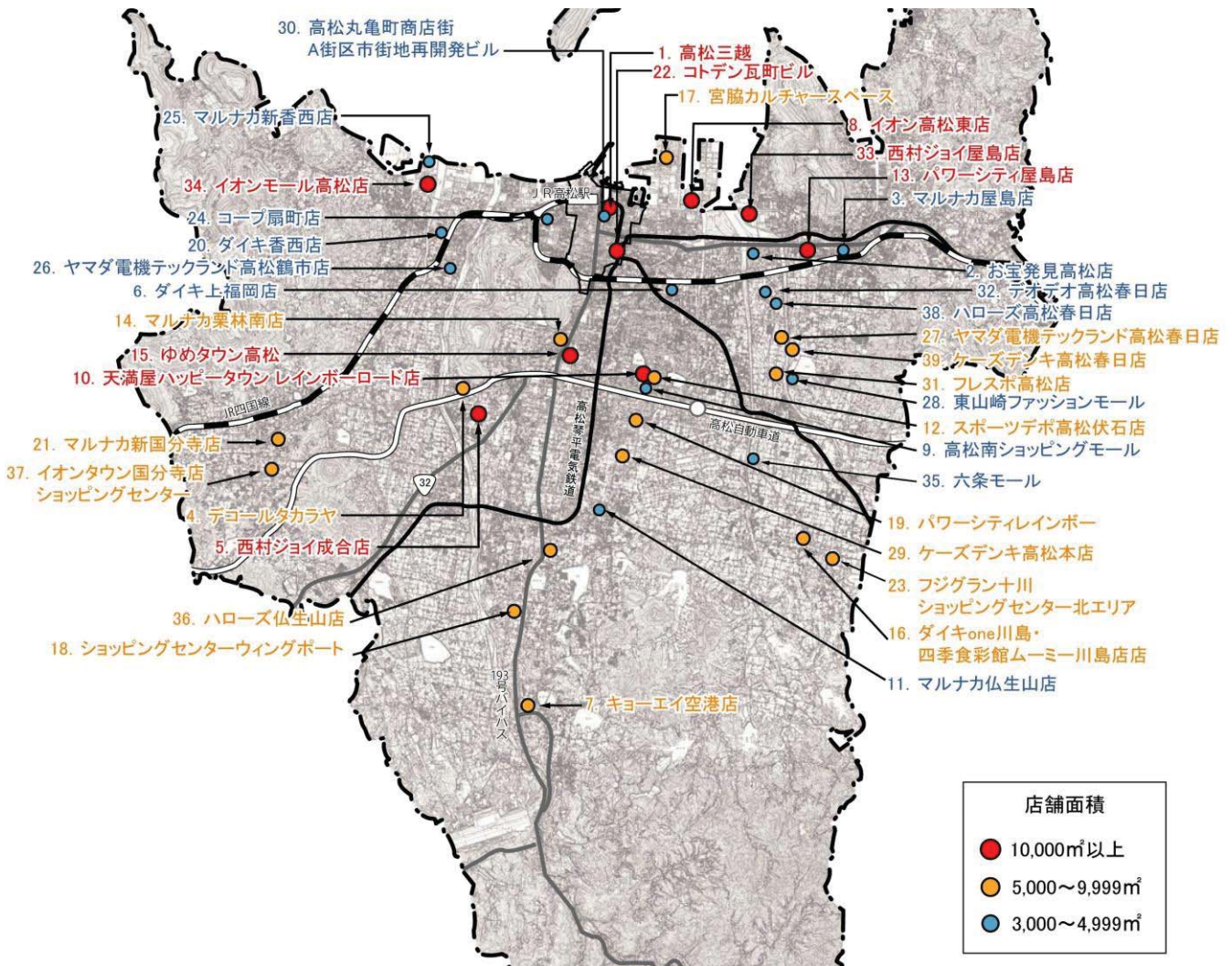


図 大規模小売店舗の立地状況（店舗面積3,000㎡以上）（再掲）

[4]都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4. から8. に掲げた事業を行います。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・高松海岸線街路事業
- ・玉藻公園整備事業
- ・水循環創造事業（水循環再生型）再生水利用下水道事業
- ・歩行者空間整備事業
- ・高松駅南交通広場整備事業
- ・高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）
- ・高松城跡整備事業
- ・高松丸亀町商店街回遊性向上事業
- ・バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
- ・高松市総合設計制度運用基準
- ・駐車場附置義務の緩和

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・高松市生涯学習センター運営事業
- ・高松市美術館教育普及事業
- ・高松市美術館展覧会事業
- ・市民文化祭アーツフェスタたかまつ
- ・サンポートホール高松自主事業
- ・新春子どもフェスティバル
- ・高松まちかど漫遊帖事業
- ・まちなかパフォーマンス事業
- ・サンポート高松トライアスロン大会事業
- ・ゆめづくり推進事業
- ・高松市協働企画提案事業
- ・高松市美術館催し物事業
- ・地域子育て支援拠点事業（一般型）
- ・病児保育事業
- ・香川県県民ホール文化事業
- ・香川県立ミュージアム文化事業
- ・高松市美術館改修事業

6. 居住環境の向上のための事業

- ・移住・交流促進事業
- ・ゆめづくり推進事業（再掲）
- ・高松市協働企画提案事業（再掲）
- ・高松中央商店街南部3町共同住宅供給事業
- ・高松駅南交通広場整備事業（再掲）
- ・総合生鮮市場事業
- ・まちバス運行事業
- ・ロイヤルガーデン錦町一丁目（分譲マンション）
- ・ロイヤルガーデン中央公園（分譲マンション）
- ・アルファライフ中央通り（分譲マンション）

7. 商業の活性化のための事業

- ・大規模小売店舗立地法の特例措置
- ・瓦町駅核化プロジェクト事業
- ・高松市中央商店街空き店舗活用事業
- ・中心市街地商店街活性化事業
- ・創造支援センター事業
- ・商店街情報発信事業
- ・瓦町駅核化プロジェクト事業（再掲）
- ・食の連携産業の創造
- ・総合生鮮市場事業（再掲）
- ・高松南部商店街活性化事業
- ・常磐町商店街アーケード整備事業
- ・商店街共同施設整備事業
- ・まちネコ倶楽部
- ・中央通りオフィス環境整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・レンタサイクル事業
- ・カーフリーデー高松開催事業
- ・高松駅南交通広場整備事業（再掲）
- ・まちバス運行事業（再掲）
- ・自転車等駐車場施設管理運営事業
- ・有料自転車等駐車場管理事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1)個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

1) 中心市街地の来街魅力の強化に向けた試みについて

【これまでの高松丸亀町商店街振興組合の取組】

高松丸亀町商店街では、瀬戸大橋開通の年の昭和63年に、高松城築城400年に合わせて「開町400年祭」として108日間に及ぶロングイベントを開催し、多くの人々で街は活気にあふれました。その400年祭を目前とした昭和58年、休日3万人を超える通行量が見られるにぎわいの中で、「100年後を目指したまちづくり」が必要との理事長の意を受けて、青年会を中心に大学教授なども含めて研究を行いました。

その結果、「物販に特化しすぎた丸亀町は今後100年間にわたって市民の理解は得られない」「市民広場・公園、イベントホール、駐輪場、駐車場、休憩施設、トイレ、レストラン等飲食機能、生鮮市場、居住施設などの物販以外の機能強化が必要」「ものを買うだけのまちから、時間消費型のまちにつくり変えること」の3点が答申として出されました。

これを踏まえて、丸亀町商店街では、イベント事業、イベントホール「丸亀町レッツ」及びカルチャー館の整備、駐車場事業、カード事業、まちバス運行など「100年後を目指したまちづくり」が進められてきました。

テナントミックスやデザインコードを実践する、高松丸亀町商店街のタウンマネジメントによるまちづくりの第一段として、平成18年12月に、高松丸亀町商店街A街区市街地再開発事業による高松丸亀町壱番街がオープンしたほか、B・C街区でも平成21年から22年にかけて一部の再開発ビルがオープン、さらには平成24年4月にG街区で「丸亀町グリーン」がオープンし、歩行者通行量が大幅に増加するに至っています。

これらでは、商店街全体をひとつのショッピングセンターと見立て、業種の偏りを是正、商店街全体のテナントミックス（業種混合支援）を行っているなど、丸亀町全体のタウンマネジメントを推進していることが大きな集客要因になっており、引き続き、丸亀町商店街を中心に小規模連鎖型で再開発を進め、タウンマネジメントの推進により、魅力と活力あふれる商店街づくりを目指します。



A街区



G街区

2) タイムリーな情報発信による回遊促進に向けた試みについて

【香川大学ミッドプラザの取組】

香川大学ミッドプラザは、高松常磐町商店街（トキワ街）を拠点に大学と地域を結ぶ施設です。ここでは、瓦町周辺の商店街に活気を取り戻すための拠点スペースとして、学生による様々な取組、イベント等を行っています。



ミッドプラザ



クリスマスミニコンサート

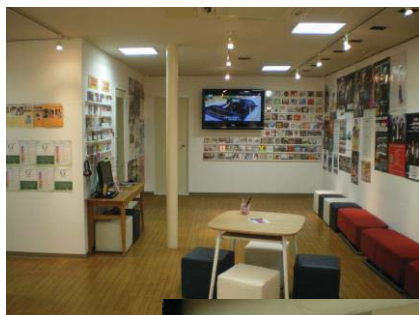


ギターアンサンブル・コンサート

【ブリーザーズスクエアの取組】

ブリーザーズスクエアは「音・楽・街」をコンセプトに創造された、新しいタイプのコミュニケーションスペースです。その中心となるのは音楽。音楽はファッションやデザイン、そして恋だの愛だの、人の心までふくんだ、いわば総合カルチャー。これに含まれる全てのカテゴリーの最新情報を発信し、街を楽しくしていこうというのが、ブリーザーズスクエアです。

ブリーザーズスクエアは、最新の情報を発信するだけでなく、みんなの好奇心や夢をカタチにしていって、街角のオピニオン・ラボでもあり、最新情報と好奇心から生み出されるブリーザーズスクエアのオリジナルな何かが、全国へ、そして、全世界へと広がっていく、そのような壮大な夢も持って取組を進めています。



ブリーザーズスクエア



T-PARTY
(ブリーザーズスクエア HP より)

3) 豊かな居住環境の充実にに向けた試みについて

【美術館北通り診療所】

丸亀町参番街（C街区）では、まちなか居住の質を健康・医療面から高めるため、診療所を整備しています。

ここでは、ペインクリニック整形外科、内科、循環器内科、眼科、健診・人間ドック、美容皮膚科、放射線部、検査部、泌尿器科外来、糖尿病外来、スマートエイジング倶楽部があり、診療等を行っています。



美術館北通り診療所



院内ニュースレター
(美術館北通り診療所 HP より)

[2] 都市計画との調和等

中心市街地活性化は、以下の通り上位計画等との整合性をもって進められるものです。

(1) 第5次高松市総合計画との整合

前述の通り、本市では平成20年度から平成27年度を計画期間とする第5次高松市総合計画「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」において、次の5つの視点をまちづくりに当たっての基本的考え方としてまちづくりに取り組んでいます。

・拡大基調からの転換

人口減少社会や地球環境問題、資源の有限性、厳しい財政状況などを踏まえ、これまでの拡大基調から転換し、自然との共生を図りつつ、より成熟した都市機能を発揮しながら、コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すものとします。

- ・ソフトの重視
- ・州都機能の確保と交流人口の拡大
- ・地域コミュニティを軸としたまちづくり
- ・地域の未来と活力を支える人づくり

(2) 高松市都市計画マスタープランとの整合

前述の通り、平成20年を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し20年先の平成40年を目標年次とする高松市都市計画マスタープランを策定しており、将来都市像「『文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松』の実現に向けて」の実現に向けて、以下のまちづくりに取り組んでいます。

[将来都市構造の方向性]

- ①都心の広域拠点性の強化
- ②地域の拠点性の確保・強化
- ③都心と地域の連携強化

◆集約型都市構造

- ・コンパクト化を誘導する土地利用規制
- ・効率的な都市施設等の整備

(3) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画（平成 25 年 2 月策定）

前述の通り、本市では、高松市都市計画マスタープランを踏まえ、集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトで持続可能な都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に取り組むこととしています。

「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」においては、中心市街地は、四国の拠点都市にふさわしい広域的な拠点性を強化する広域交流拠点に定められ、計画においても重要な位置付けとなっています。

◆集約拠点のまちづくりの方向性

- ・自動車に依存することなく、徒歩や自転車で、多種・多様なサービスが享受でき、暮らしたいと思ってもらえるまちを目指す。

○広域交流拠点でのまちづくりの基本方針

- ・都市機能集積を生かした“生活支援サービスの利便性”が高く“にぎわい”のあるまちづくり
- ・公共交通の利便性を生かした“歩いて暮らせる”まちづくり
- ・人口や都市機能の集積を生かした“コミュニティと安心”のあるまちづくり

(4) 地域活性化総合特別区域(平成 24 年 7 月指定)

前述のとおり、本特区では、高松市内の各地域で育まれてきた産業を活性化する内発型まちづくりの観点に立ち、中心市街地と郊外田園地域のコミュニティの再生・連携により、農業、小売業など地域にとって最も基本となる産業の再構築を図り、市民に幅広く支えられる持続可能な「コンパクト・エコシティ」のモデル構築を目標としています。

本特区の目標を達成するために、高松丸亀町商店街回遊性向上事業、総合生鮮市場事業、及び商店街情報発信事業を実施していきます。

〔総合特区の目指す目標〕

- 1) 中心市街地と田園地域の連携による地域産業の再構築
- 2) コンパクト・エコシティの推進
- 3) コミュニティの再生

〔目標の達成に向けて取り組む事業〕

- 高松丸亀町商店街回遊性向上事業
- 総合生鮮市場事業
- 商店街情報発信事業

[3]その他の事項

高松港港湾環境整備事業（玉藻地区）によるまちなか空間づくりや、香川県立ミュージアム文化事業、香川県県民ホール文化事業によるまちなかでの楽しみの魅力強化など、より魅力的なまちなか暮らしを実感できるよう、ハード・ソフトの両面から取組を進めます。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	本市の中心市街地で、「丸亀町を中心とするにぎわいを、中心市街地南部や北部に拡大・連続化する」を記載している。 【1. [6]中心市街地活性化に関する基本的な方針】及び【3. [1]高松市中心市街地活性化の目標】参照
	認定の手続	当基本計画は、高松市中心市街地活性化協議会の意見を頂いていることを記載している。 【9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項】及び【9. [3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進】参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしていることを記載している。【2. [3]中心市街地要件に適合していることの説明】参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会など地域ぐるみでの取組の状況について、継続的に取り組んでいることを記載している。 【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項】参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	高松市総合計画、都市計画マスタープラン及び多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画など各種計画でコンパクトなまちづくりの考え方に基づき、都市計画手法も活用しながら、中心市街地に都市機能を集積させることを記載している。 【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項】参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	高松市総合計画、高松市都市計画マスタープラン及び多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画などと整合を図った計画であることを記載している。 【11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項】参照

第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「商店街独自の魅力あるサービスを創出する」「まちのあちこちで歩いている人を増やす」「中心市街地に、より住みやすい環境をつくる」の3つの目標達成に必要な事業を4.から8.において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明している。 【3. 中心市街地の活性化の目標】参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業で事業主体は特定されており、4.から8.で、それを記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業等は、計画期間の平成29年度までに完了若しくは着手できる見込みであり、4から8で、それを記載している。

第2期高松市中心市街地活性化基本計画

—にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して—

平成25年6月 認定

平成27年3月 変更

平成28年3月 変更

編集・発行

高松市 市民政策局 コンパクト・エコシティ推進部 まちづくり企画課
高松市番町一丁目8番15号 TEL 087-839-2136 FAX 087-839-2125
Email : machiki@city.takamatsu.lg.jp
